

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十四号

昭和四十二年七月二十日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 嶋田 宗一君

理事 田中 武夫君

理事 麻生 良方君

理事 小笠 公昭君

理事 岡本 茂君

理事 黒金 泰美君

理事 小宮 省二君

理事 櫻内 義雄君

理事 丹羽 久章君

理事 三原 朝雄君

理事 石野 久男君

理事 多賀 谷真稔君

理事 中谷 鉄也君

理事 平岡 忠次郎君

理事 塚本 三郎君

理事 近江 巳記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

内閣法制局第二部長 田中 康民君

農林政務次官 草野 一郎平君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

通商産業大臣官房長 大慈彌嘉久君

通商産業省通商局長 山崎 隆造君

通商産業省企業局長 熊谷 典文君

通商産業省化学工業局長 吉光 久君

通商産業省繊維雑貨局長 乙竹 虔三君

通商産業省公益事業局長 安達 次郎君

通商産業省鉱山局石油業務課長 小幡 八郎君

運輸省海運局參事官 野村 一彦君

運輸省航空局監理部長 手塚 良成君

労働省労働基準局監督課長 藤縄 正勝君

委員外の出席者

通商産業省企業局長 熊谷 典文君

通商産業省化学工業局長 吉光 久君

通商産業省繊維雑貨局長 乙竹 虔三君

通商産業省公益事業局長 安達 次郎君

通商産業省鉱山局石油業務課長 小幡 八郎君

運輸省海運局參事官 野村 一彦君

運輸省航空局監理部長 手塚 良成君

労働省労働基準局監督課長 藤縄 正勝君

七月二十日

委員中谷鉄也君辭任につき、その補欠として下平正一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

○島村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、貿易大学校法案を議題として、審査を進めます。

本案に對しましては、昨日質疑は終局してあります。

○島村委員長 この際、河本敏夫君外三名から本案に對して修正案が提出されております。

貿易大学校法案に對する修正案

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

貿易大学校法案の一部を次のように修正する。

ので、ごらんをいただきたいと存じます。

次に、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、貿易大学校は、貿易の振興に資するため、高度の國際的識見と能力を具備した貿易人の養成を目的とするものであります。主として民間企業の職員であつて、大学卒業後数年の実務経験のある者を対象とする特殊な教育研修機関であります。貿易大学校は、このような特殊な教育研修機関であるにもかかわらず、これに大学という名称を付することは、各省庁等の付属機関として設置されている各種の大学校類の機関と誤解されやすい難点があると思つて、あります。各種の大学校は、ほとんど官公庁職員を対象とするものであります。民間人を対象とするもの、主として官公庁職員に採用することを前提とする場合が多く、対象者の知的水準も、中には大学卒業程度の者もありますが、概して高等学校卒業程度となつてゐるものであります。貿易大学校とは質的に異なつてゐるのであります。

また、大学校という名称の教育研修機関を特別法により設置することは、他の各種の大学校との關係において、無用の論議を誘発するおそれが多分にあると思つてあります。このような見地から、貿易大学校の名称は実体とかけ離れた不適当なものと考えざるを得ません。

他方、貿易大学校の教科内容は、大学卒業後数年の実務経験のある者を対象とする高度のものであります。一般的に語感として、研修がこれに当たるものと思つてあります。また、貿易大学校は、将来本科のほか、セミナーコース、語学研修コース等の設置が予定されておるのであります。全国各地から参集する受講者を國際的貿易人に育成するための中核機関として、まさにセンターの名に値するものであります。したがりました。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

○田中武夫委員 貿易大学校法案に對する修正案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

○島村委員長 まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田中武夫君。

て、貿易大学校にかわるものとして、貿易研修センターという名称が実体を的確に表現する最も適切なものであると考えるわけでございます。

以上が修正案の趣旨でございます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案を終わりたいと存じます。(拍手)

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○島村委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決いたします。

貿易大学校法案について採決いたします。

まず、河本敏夫君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決され、本案は修正議決いたしました。

○島村委員長 次に、河本敏夫君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。千葉佳男君。

○千葉佳男君 附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

貿易大学校法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、次の点について

て適切な措置を講ずべきである。

一、設立発起人には中小企業の代表者が入るよう指導すること。

二、役員には有能な民間人が起用されるよう指導するとともに、中小企業の代表者も選任されるよう配慮すること。

三、中小企業者がこの機関を利用しうるよう、授業料及び教科課程等について適切な指導を行なうこと。

以上であります。

第一は、設立発起人に中小企業の代表者を入れることであります。研修センターの設立の発起人の資格については、貿易または貿易に関連する経済活動について専門的な知識を有している者となつてゐるのであります。中小企業がわが国の貿易に重要な地位を占めております実情にかんがみまして、設立の発起人に中小企業の代表が入るよう指導すべきであります。

第二は、役員の選任についてであります。研修機関の運営にあたっては、自主性を重んずることが望ましいばかりでなく、また、研修内容についても、貿易実務に直結し得るものとする必要があるものであります。したがって、役員には民間の有能な者を起用することはもちろんであります。貿易等に従事する中小商社が貿易商社の中に大多数を占めてゐることにかんがみ、この機関の運営には中小企業の意見を取り入れることがより効果的であると考えられますので、役員には中小企業の代表者を選任するよう配慮すべきであります。

第三は、中小企業に属する者の研修についての特別措置をとることの指導についてであります。中小企業に属する者の受講希望者並びに受講者については、研究機関に参加することによる当該中小企業が受ける経営の影響等を勘案して、授業料の減額その他の助成措置を講ずるとともに、本科コースには、一定の範囲に受講希望者を受け入れる方法を講じて、研修機関を真に中小企業に利用しやすいようにするための適切な指導を行なう必要があると思ふのであります。

以上が趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いし、説明を終わります。

○島村委員長 以上で、趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野通商産業大臣 ただいまおさめになりました附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、本研修センターの設立並びに設立後における経営につきましては、御趣旨を実現するように努力したいと存じます。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 次に、内閣提出、商品取引所法の一部を改正する法律案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中武夫君 商品取引所法改正法案につきまして、若干の質問をいたしたいと思つてございまして、もう国会会期末もあつて控へまして、いわゆる秒読みの段階でございます。したがって

して、本格的な質疑応答をここで続けるならば、時間的に間に合わないことも考えられますので、まず冒頭、大臣にお約束をしていただいたひと思つてさせていただきます。

実は、この法案が当委員会へ付託せられる、そうして先日、特定組織の構造改善臨時措置法に閣連をいたしました、私が若干の発言をいたしました。そして大臣の答弁がございました。そうすると、すぐにそれが、小さくではあつたが新聞に出たら、いろいろと投書がございました。ここに二、三投書を持ってきてありますが、その投書の内容を申し上げますと、一つは、商品取引所の理事者の不正をなげ許しておるのかというやつであります。さらにもう一つは、これはこまかくいろいろと意見を書いておりましたが、一口に言いますならば、日本経済新聞に私の質問の一部が載りましたことについて、上場商品はすべて検討し直す必要があるということを発言したことについて、全く賛成である、こういう意味の投書でありました。それからもう一つは、昨日同僚の中谷委員もだいたい掘り下げて議論をしておられたようでございますが、いわゆる委託者の紛議の処理について、幾ら東京繊維商品取引所の商品仲買協会に、紛議について調停を申し入れても何の返事もないし、そのままほうっておかれておる、この際もつと委託者の保護をしてもいい、こういうふうな投書がきておるわけであります。そのことは、現在の商品取引所のあり方、これについていろいろと問題があり紛議がある、そういうことを物語っておるわけであります。そこで私は、商品取引所を置いておく必要がどこにあるのか、あるいはまた、これを廃止すべきではないか、こういう議論を持ち、またそういうことについて議論をいたしたのであります。これをやっておりますと、先ほど申しましたように、時間的に間に合わない。あらためて廃止等は考えたいと思つて、現在のこの改正案は、一応商品取引所が存在する上立つて、いままでいろいろな問題を引き起こした点、あるいはまた改善しなければ

けないという点について、若干でも前向きのいわゆる改正であります。したがって、質問の冒頭でこういうことを言うのはどうかと思いますが、そういう時点の上で立つて、われわれは賛成をして、きょう採決に臨む、こういう態度を持っておることをまず冒頭に申し上げておきます。したがって、法案は処理せられまして、あらためてこの問題につきまして十分に議論をする。あるいはまた、私は来年の予算委員会でもよいと思っておりますので、そういうことをまず大臣に約束をしていただけてから、質問に入りたいと思つた。いかがですか。

○菅野国務大臣 この商品取引所の改正は、お話しのとおり、いままでの商品取引所としての活動に対して反省し、またそれを一歩前進した改正案なのであります。しかし、なおこの商品取引所の今後のあり方については、検討すべきものが多々あると思つた。そういう点については、今後われわれのほうも検討いたします。またあらためて御審議をお願いする機会があると思つたから、どうかその節には皆さんの御意見、御高見を拝聴したい、こう存ずる次第であります。

○田中(武)委員 その確認が得られますならば、もし参議院のほうから大臣の要求がありましたならば、きょうは精力的に参議院のほうでやってもらわなければいけないので、私は参議院のほうへ大臣を渡すという約束をしておりますから、どうぞ要求があれば、行つてください。

それでは質問に入りたいと存じます。まず、一口に言つて、商品取引所の存在の意義といふことが、メリットといふか、目的は何か、こういうことでありますが、それは当然、同法の第一条の目的をあげられると思つた。そこで、現実の商品取引所の動きとこの目的とが一体どうなつておるかといふことについて、若干の質問をいたします。

まず、この商品取引所の目的といふことが、取引所の存在の意義は「商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にする」、このことが一点だけ

と思つた。実際の場面において、「商品の価格の形成」それが下の「取引を公正にする」というところにかかつて、ほんとうに公正な価格の形成がなされておると考えておられますか、いかがですか。

○菅野国務大臣 お話しのとおり、商品取引所の目的は、公正な価格を形成するといふ点であります。それでは、事実、公正な価格ができておるかどうか、形成されておるかどうかといふことについては、今日までの実績からいふと、私は公正な価格を形成されてない場合も多々あったと思つた。

○田中(武)委員 この目的に沿わなかつた面も間々あった、だから今回はたとえ少しでも改正しよう、そういうことであらうと思つた。しかし私は、まず目的の第一点である取引の公正が確保せられるかどうか。むしろきつめて機械的な心理的な作用が大きく働くところの商品取引所の場にあるまいか。公正な取引が阻害されるのじやないか、こういう危惧を持つものであります。また何が公正かといふことにも問題があるかと思つた。まず、一口に言うならば、資本の大きいもの、力の強いものが有利なことをやる。先ほどもちよつと読みましたが、取引所の理事の不正をこのままにしておいていいのか。これには、現実に取引所の理事者は、白屋堂々とその権力を利用し金もうけをしておる、こういうように書き始められておるのであります。そこで、どここの理事かといふことは申し上げません。もう企業局長あるいは農林省の経済局長のもとでは、これが何であるかといふことは、あらかじめ通告してありますからわかりだと思つた。こういうことで、公正な取引が確保できていないといふおそれがあるといふことを申し上げておきます。

次に、「商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営に資すること」、こういうことになっておりますが、「商品の生産及び流通を円滑にし、」——はたしてそうだろうか。実は私かつて、化学繊維について商品取引所の商品

とすることはおかしいではないか、こういう議論を展開いたしました。それについてこたえたのかどうか知りませんが、商品取引所審議会委員で中央大学教授になつておられます藤田国助という人が、反駁論を書いておられます。私も中央出身ですが、こんな人は知りません。その中に、「さて、メーカー諸君、商品取引所というものは流通段階において需給関係を反映する鏡のようなものだ」と書いておる。もちろん、そういうことであつて初めて、こゝでいう生産及び流通を円滑にするということにならうと思つた。はたして今日の商品取引所の実態が需給を反映する鏡であるかどうか、いかがでしょうか。この論文につきましては、あらためてこの当事者を呼びまして、十分議論をしてみたいと思つております。さしあたりそう書いてありますので、鏡と言ひ得るかどうか、どうですか。

○菅野国務大臣 商品取引所の本質自体は、いまそういう学者が言われたような形であるべきであると思つた。実際上はそうでない場合が間々あるものであります。そこでわれわれといたしましては、いままでの商品取引所法というものを検討して、今度改正しようとしておるのであつて、問題はやはりこの前も申し上げましたとおり、取引所自体が、不正な理事がいろいろ取引所で、公正な取引ができないと思つた。取引所の役員が全部信頼され、取引員も外務員も信頼されるということであれば、流通を円滑にし、そして公正な価格を形成せしめることになる。この商品取引所の設立の目的自体がそうでありますから、そのようになると考えております。

○田中(武)委員 そうあるべきであります。しかし、それには前提があるのです。もちろん取引所の理事、役員、仲買人——今度の改正で取引員となりませんが、そういう人たちのモラルの問題、いろいろございましょうが、たとえ生産あるいは輸入、こういうことが自由に行なわれるといふことが前提でなくてはならないと思つた。あとで各品目にわたつて若干の詰めをいたしたいと思つた。

思つておりますが、片や生産においてコントロールがなされておる、あるいは輸入ということにおいて、今日自由化だといわれているが、まだ割り当て制度のものが残つておる。そういう中において、需給の、あるいは生産と流通との間の鏡のごとき役割は果たせない。したがって、商品取引所をあるべき姿に戻すためには、その前提を整備すべきである。しかし繊維局長も見えておりますが、私は先日議論をいたしましたように、いわゆる生産段階においてコントロールする、あるいはいうならば計画経済とまではいかなくとも、計画性を持った強力なる行政指導、ないしこれにかわるべき機関、たとえば協会をつくつてやろうとしておるのと、片やこういう存在と、それから消費者につながるころにおいて、はたしてそういうような本来の姿が発揮できるかどうか。これはもう何回も私は申し上げたことですが、もう一度大臣にお伺ひして、確認をいたしておきます。

○菅野国務大臣 大体、取引所というものが生まれてきたのは、やはり自由経済の帰結です。したがつて、自由経済取引がなければ取引所というものの存在がなくなるというところは、たとえば食糧の制度の前に、日本において米が取引所の花形商品であつたように、生産も自由であるし、売買も自由だといふようなものであります。したがつて、生産並びに流通についていろいろ制限があり、統制があるといふようなものは、おのずから商品取引所の上場商品になるに値しないものであるといふように考えてよいと思つておるのであります。

○田中(武)委員 いまの大臣の答弁、私もさうであります。やはりその土台と前提があつて初めて、あるべき姿の商品取引所の存在がある。一方において制限をし調整をしておるのに、どうもおかしいといふことは、私はかねてからの持論であります。これをこれ以上は論争しようとは思いません。しかし大臣、あるいは政府委員も、十分にいまの大臣答弁の上に立つて、各品目の検討が必要であらうことを申し上げておきます。

そこで、次にお伺いいたしますが、戦前あって、戦争中になくなって、そして昭和二十五年に商品取引所法ができて、また復活したわけです。そしてその後数回にわたって商品の指定の追加が行なわれております。たとえば昭和二十六年政令三十七号、同じく二十六年政令百三十二号、同じく三百四十四号、二十七年政令三十九号等々ずっとあります。それには、必要であり、かつそのことが目的の第一条に沿うとして追加せられたものであります。この法成立後、商品をいわゆる政令によつて、第一条によつて追加せられる、これについて、全部とは言いませんが、二、三、いかなる観点に立って政令改正をなされたのか、お伺いをいたします。

○熊谷政府委員 政令で追加いたしましたものの例示を申し上げますと、昭和二十五年九月にスフ場綿を追加しております。それから二十六年の五月に人絹織物及びスフ織物を追加いたしております。これを追加指定いたしました理由は、御承知のように、当時は取引所の設立自体が登録制でございまして、またそういう関係もございまして、上場商品につきましても、業界の希望があれば前向きに処理するというような機運が、実はございまして、法律でこのスフ糸とか人絹糸は指定されているわけでございますが、織物関係につきましても、当時朝鮮鮮動乱等の影響もございまして、相当価格が大幅に変動した、こういうような関係がございまして、当時の商品取引所審議会におきまして、慎重な検討をいたしました。そのときに、指定すべきじゃないというような議論もございましたが、大勢は、当時の経済情勢から見て、政令指定をすべきだということになりまして、指定をいたしましたわけでございます。しかしその後の実績を見てまいりますと、経済情勢も非常に変化してまいりました関係もございまして、当初の予定どおり、これを上場商品にいたしました取引が取引所を中心に行なわれているかどうかという点につきましては、相当疑問なきを得ない問題がございまして、そういう意味合いにおきまして、今後、慣

勢も変わっておりますので、上場商品については検討をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○田中(武)委員　まあ検討してまいりたいということが、たとえば、これで答弁がなったと思いますけど、たとえば人絹、スフにつきましても、あとから追加をしたんでしよう、これは朝鮮動乱で価格の変動が多かったから……。そして、たとえば大阪化学繊維取引所では、指定が二十六年五月で、二十六年六月から上場をやって、二十七年十月限りで休止になっておるんですね。あるいは大阪の同じところで、スフですが、これも二十六年五月に指定し、二十六年六月から上場を始めて、二十七年十月、同じ時点から休止しておる。

ステールファイバー等につきましては、初めから何もなされていないわけです。指定だけせられてあるわけです。それから農林省関係につきましても、あるいは魚肥、魚油ですか、こういうものは同じく二十六年の三月に指定して、二十六年七月から上場することになっておるが、出来申さずということです。これはその慣例語が何かですが、出来申さずそうろう——そうろうはないですが、出来申さず。こういうものをなぜ、法の指定あるいは政令指定しておりながら休止をし、できないものまでもそのまはっておったんですか。なぜはっておったんですか。当然そういうものならば、出来申さずとあるならば削除すべきである。昭和二十七年十月限り、もう十五年かにわたってできていないんです。上場をやっていないんですよ。そういうものをなぜ法律の中に政令の中にとどめておったんですか。政令で指定する、法律で商品を指定するということは、そういう無責任なものでいいんでしょうか。当然常に検討すべきことであります。必要ならば追加することも私はやぶさかでない。しかし必要でなくなつたものは直ちに再検討すべきであります。なぜはっておったのかということと、それから大臣、きょう修正案を出しますと、おそらく通らないと思うのであります。この中に必ず、商品について

は——いわゆる第二条の第二項でしたかの定義でいうその商品については、常に検討するという検討条文を入れてください。入れることを約束しますか、いかがですか。

○富野國務大臣　上場商品の変遷と申しますか、変化と申しますか、それは当然あるべきだと私は思うのです。いままで出来申さずというのは、もう商品取引所の取引商品としては不適当だということだと思いますが、いままでそれを検討していなかったことは、これはわれわれのほうの落ち度でもあると私は考えます。しかしこの際は前向きに、この上場商品についてはひとつ検討して整備したいというのが私の気持ちであります。これはもちろん商品取引所審議会にかけなければならぬと思いますが、そこにかけて、この際はつきりしたい、こう存じておるのであります。でありますから、大田田中委員の御趣旨の点は、これでひと実現したい、こう存じております。

○田中(武)委員　いまさら私申しませんが、これは怠慢ですよ。十五年もほっておいた、全然最初から出来申さずをほっておいた、こういうことはその衝に当たられる方の怠慢である。

そこで、大臣のいまの答弁は了承いたしました。が、もう一步進んで再検討するという条文、常に検討をする——それはもちろん審議会にはかるとかなんとかいうことはけっこうでしょう。常に検

討するという、いわゆる再検討条文というものを
入れるか入れないか。入れるようにすると御答弁
願いたいと思いますが、いかがですか。いまやれ
とは言いません。次期国会でも、近い機会に……。

○菅野国務大臣 上場商品の検討はすべきである、またこれから検討いたしますから、次の国会までにはひとつ、検討したものを、上場商品として政令で規定したいと思えますから、そうすると、いま田中委員の言われることもあるいは必要でなくなるのではないか、こういうように考えております。

○田中(武)委員 いや、たしか日米安全保障条約に基づく行政協定の中の米軍の施設使用につきま

しても常に検討を要するといういわゆる検討条
文というものがあつたわけだ。あつてもやらな
ければ何にもならないことになりませんが、私はこの
時点において、大臣の整理をするということでは
いですが、やはりこういうものについては検討条
文というものが必要じゃないか、そういうよう
に思いますので、あえてこれを要望しておきま
す。次に、第一条の締めくくりなんです。目的の結

めくくり、いうならば取引所の存在メリット、存在の意義の締めくくりが、「国民経済の適切な運営に資することを目的とする」最近のと申しますか、戦後のいわゆる経済立法の目的には、国民経済の発展に資するというようなことが書かれておるのです。ここだけではちょっと用語が違うのです。国民経済の適切な運営というのは一体どういうことですか。国民経済の発展のためにということならわかりますが、運営というのはどういうことです。国民経済の発展のためにということなら、このごろの経済立法すべての目的にうたわれておるところの例示的文言です。法制局来ておられますか。どう違いますか。これはやはり少し遠慮をしてこういう書き方をしたのか。それから国民経済の適切な運営というのとは一体どういうことなのか。国民経済の健全な発展とはどう違うのか。

○田中(康)政府委員 通常の経済立法におきましては、国民経済の発展という、いわゆる前向きの姿勢を書くのがあたりまえであるということは、まさに先生御指摘のとおりでございます。それは普通は、そういう法律が、大体ある国民経済を實際問題としてどう処理していくかというような、實質にわたっている規定が設けられるために、そういうことを書いているというのが、前向きに目的を書く理由の一つだと思います。ところが、この商品取引所法は、主としてはそういう實質にもちろんわたりますけれども、一種の取引という手続的な行為を規制するというようなことでございますので、そういう運営がある程度前向きにどうするということではなくて、運営を適正にするという

いうことで、その通常の状態であるべき運営が期待されるわけですが、そういう期待される状態の出現を期するというふうな意味で書いたわけでございます。

○田中(武)委員 わかったようなわからぬような答弁なんです、議論はやめておきましょう。

いま法制局田中部長は、いわゆる国民経済の継続的なものだから、こういう表現をしたのだが、これだけの確かな答弁にならぬと私は思うのです。それじゃ法律にこういう文言でなくて、いわゆる例示的な国民経済の発展と書いてあるのはあるじゃないですか。たとえば輸取法はどうですか、あれは手続じゃないですか、ということになるのです。それはやめておきましょう。私は、これはやはりつくるときから少し遠慮をした、こういう感じなんです。ということとは、競輪、競馬と同じように、そこまでいかないと、あまり堂々と手を振って——かつて影山中小企業庁長官は大いばり、中小企業政策を進めます、こう言った。これは大いばりでやれるということではなくて、若干初めから遠慮をした結果だ、こう思いますが、いかがですか。そうであるとは答えられな

いと思ひますが、私の意見だけ言うておきます。

○熊谷政府委員 私は実態的に答え申し上げたいと思ひますが、こういう表現を使いましたゆえんのもの、適正価格の形成なり、あるいはこの取引所自体の本来の使命としては、生産、流通の円滑化というように、やはり国の経済の流れの一端である、こういう規定のしかたをいたしたのだらうと思ひます。そういう意味で、生産を円滑にする、流通を円滑にする、その間において価格を適正にするという役目をはっきりここで出してやる、これが将来のやはり取引所の目標でなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○田中(武)委員 商品価格、バイカイその他の取引の公正、商品の生産及び流通、これを円滑にする、これが前段でもって目的なんです。最終目的です。これはやはり国民経済の発展あるいは安定、こういうことでなくちゃならぬ。いまさら昭

和二十五年に制定せられた目的の文言をとやかく言ひませんが、次の機会には、この文句は考える必要がある。経済立法にはすべて同じような例示が入っているわけなんです。これだけ違うということ

は、やはり少し奇形児です。奇形児の運命を持つて生まれてきたと断定いたします。違ひますか。

○熊谷政府委員 今後の取引所のあり方にも関係する大事な問題であらうと思ひますが、将来の問題としてしまして、十分検討させていただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 取引所法の三案三項では、「商品取引所は、営利の目的をもって業務を営んではならない。」これは当然のことを当然と規定して

るのですが、これに対して、実際商品取引所の運営にあたっておる人たちが、天地神明に誓つて恥じないと言ひ得るかどうか。三条三項の規定に向かつて、手を上げて宣誓し得るかどうか。もう大臣も、あるべき姿のままに運営せられていないことを最初にお認めになったのですから言ひませんが、こういう点からいっても、その役員、理事の不正な点からいって、これは絶対に許されない、そういうことだけを申し上げておきます。

そこで一つの提案なんです。一つの商品について全国に数カ所の取引所がある。その場合に、東京、大阪、名古屋とあった場合に、その価格の形成というものが三つあるのがかえつていいのかどうか。これを一商品一取引所といったような考え方はどうか。

それからもう一つは、穀物、農産物等、こういうものには収穫期と端境期とがある。だから上場時期等を、収穫期とか端境期とか等によつて隔月にやるとかなんとかいうような方法、さらに人絹、スフのような寡占状態にある商品につきましては、その大きな生産地、いわばメーカーが存在するところ、あるいはアズキとか大豆とかいったようなものは、主たる輸入港、陸揚地、そういうところにおいて、商品取引所を一品目一カ所主義でやるということはどうでしょう。ここで問題になるのは、商品取引と市場ということを混同せ

られてゐるということです。商品市場と取引と

うことが混同せられております。取引は市場の上

に立つて動くと思ふのです。そうするならば、市場

の形成は主たる生産地あるいは主たる輸入港、こ

ういうふうなところにおいて市場というものがつ

かめるのじゃないか。そういうこともあつて、商

品取引と商品市場とはどう違うか、こういうこと

も詰めていきたいと思ひますが、そういういとま

がないのでやめますけれども、私のいまの提案、

おわかり願つたと思ひますが、いかがでしょう

か。とんでもないという提案になりましようか。

○菅野国務大臣 いまのお話ですが、生産地、輸

入地に設けることも一つの案です。同時に、需要

地に設けるということも一つの案であつて、いま

までの取引所は、おそらく生産地よりもむしろ需

要地において設立されておるのではないかと

気が私にはします。この点について検討すべき

じゃないか、こう考えております。

○田中(武)委員 需要地ということですが、いわ

ゆる東京に経済力が集中しているのを分散しな

ければならぬ、国会まで、移そうじゃないかとい

う時代です。したがって、これはひとつ検討すべき

じゃないかと思ふのです。ただしその生産と需

要というところで検討するならば、先ほど言つたよ

うに、生産あるいは輸入というものが前提になる

のだから、これがコントロールせられて、自由化

せられていない中であつては、たとえばアズキな

んというの、これはかつてにどんなに入られ

ないものでしょう。そうじゃないですか。個人が何

ぼでも入れようと思つたら入れられるのですか。

そういうものとは違ふなら、違つた方式を考える

べきじゃないか、こういう提案なんです。何かあ

りましたら……。

○大和田政府委員 アズキは現在輸入制限をいた

してありますので、かつてに輸入するというわけ

にはまいりません。参考に申し上げますと、穀物

取引所は全国に六カ所ございますけれども、い

ずれもそれぞれ伝統のある生産地、需要地、輸入地

にございます。将来とも六カ所は絶対に必要であ

るといふふうにも、私実は思ひませんけれども、

それぞれいままでの伝統があることであります

から、統合することについて、なかなか根拠と時

間がかかるのではないかと考えております。

○田中(武)委員 組織については、何回か申し上げたように、生産段階において規制をする、あるいは行政権が介入する、またアズキにおいては輸入制限がせられておる、そこに、先ほど来申し上げて自由なる生産、自由なる輸入、いわゆる供給ですね、これを前提とするものが対象商品になつておるということにはどうも疑問があら

す。したがって、そういう点については、別な考

え方を持つべきじゃないかと思ふのです。

それから、農林省経済局長のいまの御答弁で、

生産地、輸入地が主として六カ所ある、これには

それぞれの伝統があり歴史があるから、全部必要

とは思わぬけれども、整理するのにはなかなか困

難も伴うだろう、首切りでは反対ですから、そう

いうことも考えられると思ふのですが、これは大

臣、先ほど来私の言つてゐるような、上場商品を

考え直すと同時に、取引所の所在、あり方、これ

も考え直す。ということは、いわゆる需給を鑑と

して映すだけの機能を持ち得るようになるの

は、あまり多くてもいけないのじゃないか。一商

品一市場というほうが望ましいのじゃないかとい

うような意見を持つてゐるということだけを申し

上げておきます。先ほど来検討すると言つたこ

ととあわせて検討していただけますか。いかが

です。

○菅野国務大臣 お話のとおり、今日までの商

品取引所は伝統の關係で設けられたものがある

と思ひます。それは、今日の時勢においてはそれを

続さすことがいかどうかということを検討しな

ければならぬのでありますから、上場商品のみ

ならず、その取引所の設立自体についても再検討

する必要があるという考え方をいたして

○田中(武)委員 そういう点において検討して

らうということで、次に進めたいと思ひます。

今回の改正の一つの点ですが、商品仲買人の登

録制を、名前を商品取引員に変えて許可制にする、これが改正の一点なんです。そこで伺いたいんですが、現在の商品仲買人、これはすべて模範的な人だという上に立って、この改正案を考へておられるのかどうか。といいますのは、附則第三項において、現に仲買人である者は新法によって許可せられた新たな改正法による商品取引員となること、こういうことですね。それでいいのかどうか。もちろん既得権の問題もありましょう。しかしながら、この際一度ふりかへて選別したらいかがですか。きのう中合委員が、だいたい深く紛議処理のことを聞かれておったようです。そして農林省からいただいたこの事例集、これをあけて見ても、会社というか仲買人の名前はわからない。しかしあなたの方のほうでわかっているはずなんです。そういうように、過去において紛議をたびたび起こした、あるいはその存在にとかくのうわさがある、あるいは今回の新しい改正の基準に照らしてどうかと思う者、こういう者に対しては一応選別をし直すという事はいいかがです。附則第三項によって、いままでと同じようないわゆる経過規定で、これこれとみなすということでは少し甘いのではないですか。この際一べん再検討されたいかがです。それは既得権という問題もあります。これは憲法上の権利だと主張するかも知れませんが、公共の福祉のために制限できます。まさに多くの紛議を起こしトラブルを起こしておるようなところは、この際切つて捨てるべきだと考えますが、いかがですか。

○熊谷政府委員 内容的に申し上げますと、今回の許可要件というのは、過去に比べますと非常に飛躍的にシビアなものであろうと思います。特に財産的な問題につきましても、これは従来から見ますと相当大きな負担になる、こういう考え方を持っておるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、現在の仲買人が、私どもはすべて正しい運営をされておると思っております。これは直していただく必要はないかぬ。しかし、直していただくにしても、漸進的に考へていく。

それと同時に、たとえば非常に紛議を起こしておるといふようなケースがございますれば、三年間登録制のままでもまいりますが、登録の取り消しができるわけでございます。それはできないという事にはなっておりません。その面の規定は動くわけでございますので、その辺を厳重に運用いたしまして、一たん登録を取り消された者が、次に許可を受けようと思つても、それは社会的信用がないというふうな運用が十分できることになっておりますので、三年間の猶予期間を設けましても、その間に仲買人が正しい方向に向いていただくといいことについては、十分自信を持って御指導申し上げられる、かように考へておる次第でございます。

○田中(武)委員 許可の取り消しはできる、これはもう当然でしょう。しかし、こういう改正をした際に、いままでの仲買人をすべて、新法の附則第三項によって、認めたものとみなす、こういうことはどうですか。その後いかなければ許可を取り消すんだ、こういうことだけれども、この際、とかくのうわさのある者、ブラックリストに載つておる者もあるのでしょうか。ありませんか。指摘しましうか。そういうのは許可を与えない。すなわちこの際仲買人を、この新改正法にのっとつて、それを通して選別し直すという事は、いかがですか。できませんか。

○熊谷政府委員 御指摘のような事例があります場合は、いま直ちにでも登録の取り消しあるいは営業停止という措置ができるわけでございます。そういう措置を受けました方は、その後いろいろ改善していただく。非常に進歩がありますれば、許可制に移りました場合に許可になり得ると思ひますが、そうでない限りにおいては、許可はできないわけでございますので、現在の法制においては運用よろしきを得れば、十分御希望の点には沿ひ得る、私はかように考へております。

○田中(武)委員 これ以上言つたつて、やむを得ぬと思ひますから、この際一べん新しい基準に乗せてみて、ふるいにかけるべきであり、とかくの

うわさがあり、いままでにそういうことのあった者に対しては、一べん審査をし直す、そういう主張をいたしておきます。

次に、商品仲買人、この問題につきましても、昨日中合委員からだいぶ質問がありました。とかく紛議の発端となるものあるいはそういうものの一番多いのは、外務員の行動からくるものが多かろうと思ふのです。そこで、外務員の待遇の問題とか、あるいは外務員の登録の要件を厳格にするとか、あるいは研修をすとか御答弁になつたようでありまして、業務の研修よりか、むしろモラルの研修だと思ふのです。そこで、外務員について二、三の質問をいたしますが、労働省おいでですか。――この商品仲買人の外務員、今度は取引員の外務員、労働基準法の適用はありますか。――それでは、外務員と労働基準法との関係はあと回しにいたしまして、これは通産、農林に尋ねるのがいいのか、あるいは法制局にお伺いするのがいいのかわかりませんが、外務員のとりました行動がその仲買人に及ぶ範囲はどうですか。いうならば、外務員の代理権はどの程度ですか。これは特

に、いわゆる商法上の慣習というものでいくのか。民法上の表見代理でいくのか。よく、だまされたといふことでクレームをつけると、それは外務員がかつてにやつたことで、私は知りません、そういうことが、この商品取引だけでなしに、証券取引の場合においてもたくさんあるわけです。だから、外務員の行なつた行動、行為、どの範囲において仲買人というか、取引員の義務になるのか。言いかえるならば、外務員の、仲買人あるいはこれは会社といつてもいいと思ひますが、代理権はどの程度なんですか。

○熊谷政府委員 外務員の行為につきましては、御承知のように、勧誘といひますか、お客さんの世話をすといふ活動だけでございます。その点は証券取引法とは相当の違いがございます。契約にはタッチできない、こういう形になっております。

○田中(武)委員 だが、実際は、その外務員の勧

誘の方法が行き過ぎたり、だましたりといふことで紛議があるのではないですか。だから、これは私は、もちろんここで直ちに答弁をもらおうとは思ひません。しかし、こういうことにつきましては、まず第一に、外務員のやつたことに仲買人が責任を持つといふことを明確にうたうべきだ。たとえばダンブカーで大きく何々建設会社と書いたもので、その運転手が事故を起こしても、その責任は、その表示をした会社にもしくは及ぶと思ふのです。これはいわゆる表見代理の問題になるだらうと思ひますが、そういうことではなくて、ともかく全部責任を持つのだといふことをたてまえとし、そこに外務員の故意あるいは詐術――うそ、だますといふようなことがありますが、そのときには今度は仲買人から外務員に求償する、こういうふうにしていいのではないですか。大衆投資者といひますか、取引の参加者といふうちにこの際は言うわけですね。そういう人の保護のために、表見代理といふか、もっと大きく解釈する、あるいはもっと法律でまず取引員の行為とみなす、そうしておいて、なお次のときにはこうこうだといふような行き方ではないのですか。そういうような立法論は、法制局いかがですか。

○田中(康)政府委員 私は、ただいまの外務員につきましては、法律上、契約まで行けないといふことがございますので、一応、法律上にさらにいまおっしゃつたようなことを書くことが必要であるかどうかにつきましては、なお検討いたさなければならぬと思ひます。それよりも前に、お説のように、民事上の表見代理であるとか、あるいは使用者責任がかぶされる――民法の不法行為に基づくものとして、そういうものがかぶされる場合がもちろんございますので、そういうものとの調整をとりつつ、立法論として検討していかなければならぬが、そういうものを直ちにこの法律で行なわなければならぬかどうかにつきましては、なおもう少し通産省と相談しなければなりません。

○田中(武)委員 契約まで行けない、勧誘だけだ。実際はそうではないのです。それが一つ。

それから、話とつびなことに関連を持つようですが、公害についても、企業責任を明確にせよということがきまらずには、そういうような複雑な社会機構の中にあつては、私はまず、こういう者のやつた行為は使用者が責任を持つのだというところが明確にされなければ、安心した、いわゆる円滑な流通はできない、そう考えるのです。ここで田中さんに、必要である、しかし、法律でやりまうというところまで答弁をいただく気持ちにはございませんが、大臣どうです。私の言つたこと、無理でしょうか。

○大和田政府委員 外務員の責任の問題ですが、私も昨日申し上げました資料によりまして、外務員関係のものがほとんど全部といつていいくらいでございます。法律的にいうと、なかなかやがましい問題がございまして、実際に紛議解決の事例では、その中に約三十五件ほどございまして、その中で大体係争金額の大割程度の補償を顧客に対してやつておるわけで、決して外務員がやつたんだから仲買人はかまいませんというふうには、私もさしておりません。

○田中(武)委員 いや、それは別な話ですよ。現に、申し出はやつておるんだが——あとでこれを見てもらつてもいいのですが、何も返事もなくて相手にしてくれぬ、という投書もあるのですよ。泣き寝入りのものもある。現実に話し合い、調停というやつですが、紛議処理ということ、足して二で割る、あるいはちよつと多目に六割というふうな事例もあるようです。そういうこととは別に、私は使用者責任ということをもつと明確にすべきじゃないか。これは何も法律というよりか、ばくは判例等もそうなつてきておると思うのですがね。だからそういう点について、はっきりとした指導あるいは立法を考へるべきじゃないか、そういうことなんです。農林省の局長の答弁は、これはいままでの実態を言つただけから、それはそれでいいとして、立法論としてはどう

すか、大臣。

○菅野国務大臣 いままで運用上においては、そういう点について、できるだけ仲買人に責任を負わすように運用してきておりますけれども、しかし実際上においては、私はいろいろ紛議が起つておると思ひます。現に私のところにも投書があるわけでありまして、したがひまして、やはり私の考えでは、外務員の行動はイコール取引員の責任ということにはつきりしておいた方がいいんじゃないかと思ひます。しかし、私、法律の頭がありまうから、私の考えはそういう考えですが、ひとつこの問題については、検討されてもらいたいと思ひます。

○田中(武)委員 企業局、それから農林省の経済局、法制局等で、いまの大臣の答弁の上に立つて、検討していただきます。

労働省入つていますか。——この商品取引所の仲買人が今度は取引員なんです、その外務員は、労働基準法の適用はありますか。八条八項か九項どつちですか。

○藤縄説明員 お尋ねの商品取引所の仲買人の外務員と申しますか、そういう種類の方々が、労働基準法上の労働者に当たるかどうかという点でございまして、こういった問題は、実は商品取引所あるいはさらには一般民間では生命保険会社の外交員がどうであるかという点につきまして、従来判例等も区々に分かれておりまして、ただいま先生お尋ねの点につきましても、判例では、東京地裁と東京高裁で違つた判決を出しておるような次第でございまして、私もさしておりました。労働基準法で労働者の定義をいたしておりました、労働基準法適用事業所に使用される者で賃金を支払われる者は、すべて労働者である。そこで、事業所として労働基準法が適用があるというところは否定すべくありませんが、あとは、使用されているかどうか、賃金を払われているかどうかという点でございまして、これにつきましては、たとえば生命保険の外交員等につきましては、労働の時間あるいは場所等を制限するということが実際に

なされていのかどうかという実態に即しまして、

いまでも判断しているような次第でございまして、そこで、お尋ねの点につきましても、私もさしては、単にそれが雇用契約でないからというところだけではなくて、労働の実態に即して、できるだけ広く解釈をしてまいりたいと思ひますけれども、しかしながら、いま申しましたとおり、判例も分かれていゝことでもありますので、本件につきましては、労働の実態に即して判断をさせていただきます。次でございまして、

○田中(武)委員 当然適用がある。その事業というものは八条九項に当たるといふ。八条にいうところの事業所、営業所だと思ひます。そこで、一つ重要な発言があつたと思ひます。こういう外務員は、その仲買人との間に雇用契約が成立しておるのか、あるいは請負契約とでもいうのか、これだけ取つてきたらどうかというふうな、そういう契約になつてゐるのですか、どうなのですか。

○熊谷政府委員 私どもの見解をいたしましては、外務員は仲買人との雇用契約に基づく従業員であると考へております。それ以外の者はもぐりである、このように考へております。

○田中(武)委員 そういたしますと、労働基準法が全面的に適用になることは明らかになりまして、そうなりますと、この外務員のいろいろの点の中で、きのうも、固定給ということが待遇改善とあわせて問題になつたと思ひます。そうすれば、当然労働基準法二十七条の保障給は支払わべきでございませぬ。

○藤縄説明員 もとより労働基準法適用の労働者であると思へば、お尋ねの点は異論のないところでございます。

○田中(武)委員 ありとすればなしに、雇用契約があるということですね。そうすると全面適用ですね。だから二十七条の保障給は、もちろん労災だとかあるいは休日だとか勤務時間は、若干特例があるかも知れませんが、すべて適用になる、こういうことをここで確認をしたいと思ひます。

思ひます。

そこで、これは企業局と農林経済局ですか、きのうも中谷委員が、社会保険の加入率等をあげて質問しておられたようです。労働基準法が全面的に適用になる、したがつて労働基準法二十七条でいうところの保障給を支払うべきである、勤務中における災害については労働法の適用がある、こういうふうな、全面的に労働基準法が適用になるという上立つて指導を行ないますか、いかがですか。

○熊谷政府委員 労働基準法その他の法規が全面的に適用になる、その前提に立ちまして、今後指導を行なつてまいりたいと思ひます。

○大和田政府委員 農林省も同様でございまして。

○田中(武)委員 そうすること、それから登録の厳格化、それから研修はただ仕事の上だけでなく、ふだんの問題等もあわせやることによつて、外務員によつて起こされることのトラブル、紛議が若干減つてくるだろう、こういうことで、あえて質問したわけですが、いまの御答弁のような指導を強化してください。それだけを申し上げておきます。

次に、もう時間の関係で、こまかくはやりませんが、受託業務保証金の払い戻しの問題です。現行の仲買保証金にかえて、今度の改正で受託業務保証金が商品取引所に預託されておるわけですね。これは、受託者が損害を受けたらなんかした場合に、これによつて補償しようというわけですね。ところが、きのうもそういう話がちよつとあつたやうな気もするのですが、商品取引員の倒産とか非常の場合ですが、これは早い者勝ちということになると思ひます。そこで、これに対して委託者間の公平を保つということ、何らかの考慮がなければならぬと思ひますが、いかがでしょうか。○熊谷政府委員 おもに倒産等の場合の問題になるかと思ひますが、昨日も、そういう場合に、被害の補償について公平性が大事だという点が、御意見として非常に強かつたわけでございます。私もさしては、そういうことは必要でござい

ざいますので、今後これをどういう形で払い戻しを受けるか、その時期はいつかというようなことを、省政令で定めることになっております。その過程におきまして、十分公平が期せられますように、できるだけの手当をしてまいりたい、かように考えております。

○田中(武)委員 それは省政令で定められますか。権利の行使に対する、制限といえは制限になるのです。法律的な委任項目はありますか。省政令で定められるでしょうか。

○熊谷政府委員 今回の改正におきまして、主務省令への委任ということで、九十七条の六で、保証金の預託、払渡し及び取戻しに必要事項は、主務省令で定める。こういう規定がございます。もちろん、御指摘のように、極端な形はできないと思います。おもに手続的な問題になるかと思いますが、この点につきましては、法制局並びに法務省とも十分打ち合わせまして、相当の限度においては、そういう趣旨が設けられるだろうということをお打ち合わせしておりますので、御希望の点にはある程度沿える、かように考えております。

○田中(武)委員 法律に省令への委任があれば、その範囲内においてできぬこともないと思うのですが、権利の行使、これに対する公平という上に立つての分配の問題ですね。そこまかく省政令で定められますか。田中さんどうです。

○田中(康)政府委員 権利そのものを制限するという形で省令に書くことすれば、その省令は、少なくともその権利をどうするところの条文における、委任省令という形になって書かれるのが普通だと思ひます。ただいま企業局長の申しました条文は、そういうところで書いてあるのではなくて、一般に手続を委任するというような意味で書いてあるところにございまして、先生がおっしゃいましたように、権利をそれによって制限するところまで省令で書くことは、もちろんできないものと私も考えますが、ただ、早い者勝ちでど

んどんやっただけがいいか、あるいはそうじゃないかと、ある程度まとめて、それが一定の公平の原則にかなうような配分ができる方式が、手続でもって規定できないかと申しますと、私は、やはりその手続の範囲内において、ある程度公平の原則にかなう手続がとり得るものと、実は考えておるわけでございまして。

○田中(武)委員 手続を委任しておるわけですが、権利を制限する、いわゆる請求権、債権、これの制限を委任しておるわけじゃないのですか。だから、この辺のところは、これ以上論議はやめませんが、これはもつと突き進んで検討しておく必要があると思うわけです。したがって、熊谷さんの言った、法制局ともよく御相談をして、これはもう一ぺん検討しないといふ。そうじゃなかったら混乱を起しますよ。

次に、委託託金充用の有価証券の流通の禁止という問題がある。かつて神戸にある三洋物産という一現在はないのですか、三洋物産というのが、委託者から預かったところの有価証券を、担保として自分の借入れ金に使ったということとで、紛議を起したことがございます。まあこれはこれだけでなくて、たくさんあるかと思ひます。それに對しまして、訴訟があったのだと思うのですが、昨年の七月十三日、最高裁において、昭和三十八年(第一四一七号)について、判決が出ております。もちろんそれは少数意見がついてお

りますが、この有価証券は、商品取引所法九十二条でいうところの「物」ではない、こういう判決だと思ひます。これは、やったことが適法だといふことでなくて、有価証券が商品取引所法九十二条による「物」ではないという判決ではなかったかと思ひますが、最高裁の判決がこう出たら、やってもいいのだというような解釈を持たれると困るのです。それはいいとは言っていない。ただ「物」ではないといふことですね。この判決の真意は、これは裁判官に聞くほうが真意はわかるのかもしらぬけれども、出ました判決の理由とか、そういうところから見ると、そうじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○田中(康)政府委員 ただいま御指摘の昭和三十八年(第一四一七号)の最高裁判決は、先生のおっしゃいましたように、商品取引所法九十二条にいう「物」ではないといふことをいっておるにとどまります。この事件は刑事事件でございまして、で、さらにいわゆる横領事件というのと両方がひつかかっている事件でございまして、横領罪が成立する云々は格別としてございまして、こちらのほうについてはなお判断の余地があるというところで、破棄、差し戻しをいたしておるわけでございます。この判決がいつておりますのは、あくまでも九十二条でいう「物」ではないということだけでございまして。

○田中(武)委員 したがって、横領罪とかほかのことでは、あるわけでしょう。

そこで、問題になるのは、これは言うならば仲買人、取引員、これは、証拠金の代用として有価証券を預かっておる。一種の質権を持つておるのじゃないかと思ひます。そうすると、この期間内においては、民法三百四十八条の転質権があると思ひます。そうなると、私は混乱が起ると思ひますが、どうですか。だから、この判例が誤って解釈せられないように、そして、少数意見が指摘しているように、質権を有するならば転質権が認められる、そういうことならば、たとえばいま例にあげました神戸の三洋物産のことも、問題ないといふようなことになるのです。そういうことでは、私は済まされたいと思ひます。これに對してしつかりした歯どめというか、規定を設けるべきじゃないか。まずそういうことはなかろうと思ひますが、この最高裁判決によつて、これが曲解せられ、やってもいいのだ、こういうことになれば、たいへんです。どういう指導と今後の検討をいたしますか。ことに、民法三百四十八条の転質権との関係等を、どういうようにやっていくのですか。

○熊谷政府委員 規定を設けることによりまして、横領罪が成立するかどうかという問題は別にいたしまして、実態的に、こういう判決が出たことによつて、流通はいいのだというようなことになれば、これはまさにおっしゃるやうに、たいへんな問題でございまして。そういう意味合いにおきまして、私どものほうは、今回の改正におきまして、流通禁止よりまだ強い、五〇〇の分離保管の制度をとつたわけでございまして。残りの五〇〇の問題でございまして、これは、先般も申し上げましたように、実態を洗いますと、委託者のためのかえ金とか売買証拠金とか、いわゆる委託者のために使つておる金とも考えられるわけでありまして。したがって、残りの五〇〇は、そういう意味でわれわれは猶予しておるわけでございまして、それが変な方向に使われないような規制は当然必要でございまして。それを法律的に書くかあるいは受託契約準則にまかせるかという問題は、検討したわけでございまして、むしろ法律に書くよりは受託契約準則で、その目的なり方法なりあるいは時期と、こまかくきめさしたほうがよりベターであらう、こういうふうに考えまして、受託契約準則にまかしたわけであります。この受託契約準則違反は、当然主務大臣の処分対象にもなりますし、刑事問題を別にいたしますれば、われわれとしては、御趣旨の線は十分確保できると考えております。

○田中(武)委員 私は必ずしもそれによつて解決するとは思ひません。だからこれは検討してもらいたいと思ひますが、私当初申しましたように、基本的な問題から論議に入るならば、きょうはとうてい間に合わない。そこで、はしよつての質問で一応片づけます、こういうことに入つたと思ひます。

そこで、最後に一つお伺ひいたしますが、取引というものは当事者主義が原則です。ところが、いわゆる大衆の参加というのがいまだたくさん多くなりつつある。私はこれにはいろいろ問題もあると思ひ、あるいは委託者の側にも助平根性があると思ひます。そこに賭博とまでい

引は當事者主義がほんとうである。したがって、大衆参加には一定の限界が必要ではないか。無制限に大衆参加を許すことは、取引の原則から言ってもむしろおかしい、そのことがいろいろの紛議を起す原因になる。したがって取引のいわゆる大衆参加については、一つの限界を考へる必要が出てきておるのではないか。さらに、そういうよう大衆参加が大型化してきている今日においては、先ほど来二、三あげましたような委託者保護の規定をもつて強化する必要がある。したがって、大衆参加のこの限界の問題と、そしてこの参加した委託者保護の強化というのをあわせ考へるべきであることを最後に申し上げておきますが、大臣いかがでしょうか。

○菅野国務大臣 大体お話しのとおり、取引というものは相対取引が中心であります。そこで、この商品取引所は一般大衆も参加のできる制度になつておるのですが、また、業者以外の人参加するところ、商品取引所の妙味もあらわれてくるのでありますから、したがって、これをいかに制限するということについては、いろいろ問題があると思いますが、要は、やはりみんなが信用のできるものであるということが前提条件であつて、そうして無知な大衆が損害をこうむらぬようなことについてのいろいろの規制は、やらなければならぬというように考へております。そういうことで無知な大衆が損をこうむらぬように、また不正な取引が出てこないように、害が出てこないように、今後いろいろ処置をとるべきだ、こう考へております。

○田中(武)委員 最初から言つておるうちに、基本的な問題に立ち入つての論議を、きょうは避けてまいりました。したがって、あらためて論議の場を持ちたいと思ひますから、きょうはこの程度で私の質問を終わりたいと思ひます。先ほど来私が言つておること、商品取引所が真に商品取引所たるには前提が必要である、あるいは上場商品を再検討する必要がある、あるいは大衆の参加についてどうと配慮すべきである、保護を強化すべきである、いろいろございしますが、きょうはこの程度で終わりたいと思ひます。

○島村委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 昨日、私は委託者保護という観点から、紛議の防止は、紛議の適正迅速な処理ということが前提でなければならぬ、こういう点についてお尋ねをしたわけでありましたが、その際、農林省に資料の要求をいたしまして、事例に関する資料をいただきました。そういう資料をいただいた責任上、いただいそのまゝ質問のしつぱなしということではいけませんので、一、二点だけ、資料に基づいてお尋ねをいたしたいと思います。委託者紛議処理事例集を、昨晩検討いたしましたので、こういうふうな感想を持ちましたので、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。いわゆる紛議の類型的なものを要領よくお出しになつておられると思ひますけれども、何と申しましても、処理事例集に登載されている事例の数が非常に少ない。さらにこの点については整備されなければならぬという点について、いま一点は、処理事例集について十分に分析検討はいたしておりませんか、必ずしも同一類型の、たとえば無断売買であるとか、一任売買あるいは過当勧誘等の事例につきまして、事例一と二の処理の方針に浮動がある、こういう感じがいたします。非常には浮動がある、こういう感じがいたします。別のことばで申しますと、法的安定性を欠いてゐるのではないかとこの感じがいたします。さらにそういうふうな処理の事例が直ちに正しいものだとしまして、これが仲買人の人たちに配付せられるときには、これが一つの基準になつてしまふということでは私はいけなかつたと思ひます。特にこの事例集につきましては、このような処理がたして適正であり、社会的合理性を持つてゐるかどうかについて、農林省等においては、詳細にひとつ事例を検討されて、処理としてはこのように処理すべきが適当ではなかつたかどうか。これは具体的な名前等が出てまいりますと、すでに処理されたものについてそういうふうな指摘をすること

は、かえつてまた混乱をしますけれども、いわゆる法律屋のことで申しますと、判例集と云ふことを盛んにやつて、判例そのものを前進させていくわけにございすけれども、そういう処理にいたつての研究会というものを開くというふうなことがなければ、ただ前例としていくという処理があつた、今後それを基準にしていくというふうなことは、私はいけなかつたと思ひます。そういうふうな点について、ひとつ紛議防止という観点から、お答えをいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 委託者紛議処理事例集は、実は私も初めて最近編集をいたしましたものでございす。最初のことでございすから、私も自分で考えまして、整備されておらないと申しますか、あまり適合性がない事実の集積であるうかと思ひます。ただ私もいままで全然こういうことをやつておりませんので、これを第一歩といたしまして、今後は定期的に、できるならば毎年全体の情勢がわかるような資料とあわせて、今後紛議紛争の解決にあつて基準をつくるのに役立つような事例を、詳細紹介をして、定期的な刊行物にしたい。もちろんこれは部内資料でございすから、公刊する筋合いのものではないと思ひます。そういうことを考へております。

それから、これができましたのもごく最近でございす、各取引所の関係者に配付して、現在検討をしておるところでございまして、私も資料の整備とあわせて、これも定期的に取引所の関係者を集めて、私も中に入りまして、この基準のよしあし、あるいは今後一きのもも私、事例集を積み重ねていって、そこからのおずから公平妥当な基準をだんだんに練り上げていくというふうな申し上げましたが、それに役立つような検討も十分いたしたい、そういうふうな考へていくわけにございす。

○中谷委員 あと一点だけお尋ねをいたします。たとえば、先ほど田中委員がお尋ねをいたしました商品外務員の問題、これがいわゆる表見代理あるいは無権代理の問題になるのか、それとも、申

し込みの誘引に依つて、不当な申し込みの誘引に基づく契約の取り消しという問題になるのかというふうな、複雑な、特別法とそれから一般法とのからみ合つた、しかもその事実関係も非常に錯雑している問題が私多いと思ひます。そういうことから、私この処理事例集を拝見いたしました、必ずしも法的に安定をしていないというふうな感じがする。俗なことは言へば、若干腰だめの処理というものがなされてゐるのではないか。こういうところではどういふ問題が起つてくるかと申しますと、昨日、私申しましたように、いわゆる弱い委託者については十分な権利の保護がされないという問題も出てくるだろうし、あるいは声の大きい非常に強い主張をする委託者というものが保護されるというふうな問題も今度は生じてくるだろうと思ひます。いわゆる委託者保護というものは、公平、正義の原則によつて貫かれなければならぬ、非常に書生っぽいことを申し上げたけれども、そういうことでなければならぬと思ひます。ただ、そういう意味では非常に何か、事例集を拝見いたしました、処理が十分整理をされておらないというふうな状態の中には、いわゆる示談屋という、この場合は紛議屋というふうなことを使つていひのたと思ひますけれども、そういう人が入り込んでくる余地がかなりあるんじゃないかと思ひます。保護されるべきは、善良な委託者というものがあくまで保護されるべきである。その善良な委託者が仲買人との関係において保護されるべきであつて、いわゆる善良な委託者を食ひものにしようとする、あるいは、いわゆるダブルパンチを受けることに相なると思ひます。いわゆる善良な委託者をだまして、紛議の申し立てをしてやろうというのを言つて、さらに世話を取るといふような人が出てきたら、いへんことになる。そういうふうな点から、まず私は事例集を拝見して、確かにこういうふうな処理のしかたの場合には、紛議屋というものが出てくるだろうという感じを直感的に持ちました。そういうふう

な者がはびこつておるとするならば、交通事故について交通示談屋というものがあつて、警察庁などは総力をあげてその追放に努力しております。最近においては、若干その成果をあげておりますけれども、そういう実態があるのかないのか、この点について、事実関係をお尋ねすると同時に、当然そういうふうな者は追放されなければならないと思つても、その点についてのお答えをいただきたい。

○大和田政府委員 これは取引所の紛争の処理の事例でございますから、裁判所の判決ではございませんので、法律的な吟味から言つて、相当常識的な解決が行なわれている点がござります。それは私、そのとおりであると思つております。

それから、紛争の背景に、いま紛争屋というふうになつてしまつたけれども、そういう人たちが介在している事実もござります。ただ、私どもどんなに声が小さくとも、その人御本人の声をよく聞くために、取引所を指導いたしまして、代理の出席を認めないで、とにかく紛争の調停にあたりましては、御本人から話を聞く、どんなにかばそい声であつても、御本人の声を傾けるといふ指導をしておりますから、紛争屋が乗り込んで声を大きくしたからどうこうということ、私はまずないというふうに思つております。それで、法律的には常識的な解決でございますが、お読みいただければわかりますが、わりあい仲買人を泣かしている事例のほうが多いわけでありまして、委託者保護といひますか、そういう点では、私は御了解いただけたらと思つております。

○中谷委員 けっこうです。いわゆる代理人制度というのが、こういう紛争の場合に原則的に認められるというふうなことで、いわゆる法的な資格を持たない人を代理人にするというふうなことは、事件屋、事故屋、示談屋、紛争屋というものをばひこらせて、一そう混乱に拍車をかけることになると思つて、代理人を認めていないということについては、私は適切な措置だと思つて、私はその点については、いいことだと思つております。

それから、そういうことで、あと私のお尋ねすることはないわけですが、かなり仲買人を泣かしている例が多いというお話がありましたので、気にかつた事例を一点だけ申し上げておきますけれども、今後仲買人と委託者との間に直接紛争についての話し合いができたものについても、実態の把握をしていただきたいということを昨日申しましたけれども、この事例集の中に、仲買人と委託者との間で、五十万円で一ぺん示談ができたものを、紛争調停の申し立てをしたことによつて、さらに五十万円支払うことに相なつたという事例があります。そうすると、どちらが正しいのかということになりますと、五十万円払つたのが正しいとすれば、五十万円は出し過ぎになるだろうし、五十万円に追加したのが正しいとすれば、五十万円というのもあまりにも過少だということにこれ相なるだろうと思つて、たまたまこれが紛争申し立てがされたから、そういうことが明らかになつたわけですが、いわゆる仲買人と委託者との間に直接取引所が介入せず示談解決をされたものについて、かなり権利の上に眠つていられる善良な委託者があるのではないかと、こういう点については、実態を把握した上で、今後とも善良な委託者、あくまでも善良な委託者といふことにアクセントを置きたいと思つて、この保護について万端漏れなきを期していただきたい、このことだけを、昨日に引き続いてお願いしておきます。終わります。

○島村委員長 おはかりいたします。本案の質疑は、これを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

○島村委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決いたします。

商品取引所法の一部を改正する法律案について、採決いたします。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○島村委員長 この際、天野公義君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から、趣旨の説明を聴取することにしたします。古川喜一郎君。

○古川喜一郎委員 私は、商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

商品取引所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、最近における商品取引の実態にかんがみ、商品取引所のあり方について根本的検討を加へること。

二、経済の実情に対応し、上場商品の適格性について再検討すること。

三、過当投機の抑制および委託者の保護について、さらに万全の対策を講ずること。

以上であります。

商品取引所、とりわけ商品仲買人、商品外務員の現状は、すでに審議の過程で明らかになつたように、きわめて多くの問題をかかえております。

したがつて、この際、今回の改正程度にとどまらず、制度の根本にさかのぼつて検討することが必要であります。

も、この際あらためて再検討すべきであります。なお、過当投機の抑制、委託者保護については、政省令、行政指導などにより、さらに万全の対策を講ずることが必要であります。

以上が、附帯決議の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり、附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野通商産業大臣 ただいまおさめになりました附帯決議の趣旨を尊重いたしまして、各項目の実現について努力いたしたいと存じます。

○島村委員長 草野農林政務次官。

○草野農林政務次官 ただいま御決議のありました三項目に關しまして、まことに適当な御決議であらうかと考えます。したがつて、この問題につきましては、御趣旨を体しまして、十二分に対処したいと考へます。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時五十三分開議

○島村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内閣提出、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案について質問を申し上げるわけですが、きょうは時間がないので、民社党、公明党の方もあとで質問する予定になっておったのですが、できないということで、私が代表するという意味ではございませうが、それらの意向もある程度受けながら、質問をしてみたいと思いますので、その点、龍頭にひとつ申し上げておきたいと思ひます。

一番最初に、この法案については、消費者はじめ業界、あるいは関係するそれぞれの機関が非常に注目しておる法案であります。これがいい内容で早く通って実施してもらいたい、こういう希望が、特に消費者方面から強く叫ばれておる経緯があるわけですね。ところが、この法案の国会に対する提案についていろいろな曲折があった、こういうような経過の中で、会期末の迫ったきょう審議を始めなければならぬ、こういうことについて、各方面からたいへん残念だという声が上がっております。これは、大臣も御承知のとおりだと思います。これについて、どうしておそくなったのかという点について、大臣から、まず最初にその理由をお伺いしたいと思ひます。

○菅野国務大臣 詳細なことは政府委員からお答えしますが、御存じのとおり、LPGガスというのはの普及が最近においては急に拡大したという

点、したがって、いままですでに予想しないほど急に需要が拡大してきたところから、いろいろ問題が起つてきていると思ひます。ここでいう保安の問題、あるいは取引方法の問題、そういうような問題もあるし、一方では需要が急激に増加して、いままですでにガス事業法とまた抵触する点も出てきたということで、そこで一般にこの需要の増大に対してどうこれに應ずるかということ、消費者あたりの事故の起こるぬようにどうするかという問題について、従来からあった法律とのにらみ合いという問題、それからこれが消費がふえてきたということによって、従来からのそうした都市ガス法との関係、これをどうするかということ、そういうようなことでいろいろの新しい問題が起つてきたので、それとのにらみ合い、それとうまく調節するということについて、いろいろ事務当局において苦労したのであります。ところが、これが会期が迫つてきて急に皆さん方の御審議をお願いしなければならぬことになったことは、私たちも非常に遺憾に思つておるのではありません。先ほどからお話しのとおり、これは一般消費者としては、この法律のできることを待つておられることだと思ひ、また業者もこの法律のできることを待つておられることだと思ひ、その御期待に沿ひ得ないような結果になったことを、非常に私も遺憾に思つております。

○佐野(進)委員 そこで、実は一昨日だったと思ひますが、ある新聞に「安全プロパン道遠し」というような新聞記事が出ておりました。その中で特に問題になるのは、国会のほうでこの法案について非常に熱心でない、いわゆる通産省当局は非常に熱心にこの問題については取り組んで成立をはかりたいと考えておったんだが、国会がこの問題についてきわめて冷淡な処置しかしてくれない、そのために法案が日の目を見ないのだということになって、「安全プロパン道遠し」という記事が出ておるわけです。特にこの中で通産省は「連

日、担当係り官が国会に日参、商工委の理事者を重点に議員さんたちに成立を強く働きかけているが「善処する」とだけで、見込み」がない。特に「消費者保護では、票」に「つながらないし、政治資金にもはねかえらない。ノレンに腕押し。この法案に対する議員さんの熱の入れ方をみると、そんな勤ぐりをしたくなりません」と同省の若い担当官はぶげんとした表情だった。」「こういうように記事に書かれていきます。この記事がはたして正しかったか正しくないかという問題は別の問題として、これを読んだ関係者が、一体どういうように国会に対して理解をし、通産省がどういう立場に立つておると理解をするかということになると、国会議員の一人として、特に商工委員会に属する私としては、たいへん腹立たしい思いがするわけです。御承知のとおり、この法案が提案されたのが先月の末ごろであるし、提案理由の説明が行なわれたのがほんのこの前、そういうことがあるから、先月の初旬には、わが党の田中委員のほうから特に大臣に発言を求めて、LPG法案の提案がいつ行なわれるのか、どういう理由において提案されぬのかという点について、強く大臣の善処と決意を求めた事実があると思ひます。そういう事実に対して、おそらく担当局長もあるいは担当係り官もこの席上にいたと思ひます。いたにもかかわらず、そういうようなことをかえって新聞に出させるというようなことは、全く国会を、特に商工委員会を侮辱しておるのじゃないか。そういうような意図的ななりモートコントロールを国会に対して行なおう、そういう意図に基づいてやっただのじゃないかという気がするわけですが、こういうことについて、ひとつ大臣と担当局長の見解を聞いておきたいと思ひます。(田中(武)委員「担当課長が言ったんだらう」と呼ぶ)

○菅野国務大臣 私もその記事を見て、びっくりしたのでございます。それは、もしやべったとすれば、全く実情を知らぬ人の談話だと思ひます。事実には先ほど申し上げましたとおり、この新しい法案を出すについては、いろいろ事務的な折

衝、これについてはまず通産省内における事務折衝、それから法制局などで責任は通産省にあるといいますが、法制局のほうでも、これを法案化するのに相当長い間の時日を要したのであります。そんなことで提案がおくれたのでありますから、私から言うところ、むしろ国会の皆さま方から熱心に早く出せ早く出せと言われて、私どもも実は提案することに急であつたのでありますけれども、そういう事務的な手続の関係でおくれたのであります。

〔委員長退席、河本委員長代理着席〕

でありますから、そういうような記事がどこから出たものか知りませんが、事実を知らぬ人の談話だ、こう私は考えておるのです。なお、この問題については、事業者の方も、この法案を早く出してほしいという要望があるし、また議員の方も御要望があるし、またLPGガスを消費して一般の人の、早くこういう法案を出してほしいという御要望にも基づいて、私たちも一日も早く出したかったのであります。その点は先ほど私がおわびしたとおり、提案がおくれたことは、そういうような事情でおくれたことを、重ねておわびしたいと思ひます。

○吉光政府委員 ただいま大臣からお話ししたいたとおりでございますが、なお、私の記事を見ましたしまして、実は担当のほうに照会いたしたわけでございますけれども、意図的にこういうふうな記事を書いていただくような、そういう者はだれも発見できなかったわけでございます。むしろ私自身の率直な感じを申し上げますと、先ほど大臣からお話しございましたように、私どもの不手ざわで非常におそく提案になりましたにもかかわらず、関係の諸先生方には、積極的にこの法案について御配慮をいただいております。かえって逆に、私自身心から感謝申し上げなければならぬ、こういう立場にあるというふうな、私自身考えておるわけでございます。むしろ私どもの法案の提出がおくれたという点について、私ども自身も深く反省しなければ

ならないところではないかというふうに考えております。

○佐野(進)委員 大臣の話で大體了解しますが、局長にひとつ詰めて聞いておきたいと思うのです。これは大臣にも関係するのですが、商工委員会にかかった法案は、それぞれ当面する中小企業対策をはじめ、非常に重要な議案がたいへん多くかつたわけですね。それらについてわれわれは全く真剣に取り組んで、ほとんど全法案について、協力的な姿勢の中で上げてきていると思う。したがってこの法案についても、早期に提案されておるならば、当然いまごろはもう参議院におくられ、法案の成立が期せられたと、私もはいままでの議案審議の経過を見て、はつきり断言することができようと思つております。それができなかつた最大の理由は、いま大臣並びに局長が言われたことが原因だと思つておるのです。そういう点について、新聞記事の一般に与える影響というものは非常に大きいわけですから、この記事の内容が、いま田中先賢が言っているように、課長がしゃべつたのかというような話もあるわけですから、これはわかりませんけれども、いずれにしても、当該新聞に対して、その真意について、早急にその内容を説明して理解を求める、こういうような措置がとられてしかるべきだと思つておるのですが、そういう措置をとつたかどうか、この機会にひとつ聞いておきたいと思つておるのです。

○吉光政府委員 この記事を拜見しまして後に、担当課長のほうから、真相はこういうことでございますという意味で、一応のお話は申し上げてございます。

○佐野(進)委員 それでは、今後の善処を要望して、次へ進みます。

私は、この法案をいろいろな角度から研究していただきました。各方面の御意向、特にこの法案提案に至る経過の中で、テレビとかあるいは新聞その他マスコミが、特に消費者の立場を中心に、いろいろな観点において論じておりまし

た。それらを、私もよく見たり聞いたり読んだりしました。その結果痛感しましたことは、何としてでもこの法案が、いまの液化石油ガスの保安の確保という面からするならば、たいへん大切な法案だという認識を持ちました。ところが研究をすればするほど、なせもう一歩進めて、いわゆる電気事業法なりガス事業法なり、こういうようにいま公共の福祉のために、安全を確保し取引の適正化をはかるために最も必要だと考えられるそれらの法案に対置する意味において、LPガスの問題についても、そこまでいかなければ解決できないんじゃないか、いく必要があるんじゃないかというところを、研究すればするほど結論づけられるわけですが、そこにはいかなないで、こういうような保安の確保と取引の適正化という形の中で、LPガスに対する、液化石油ガスに対する法案を出した、出さざるを得なかつたと思つておるのですが、その点について明快にひとつ御答弁をお願いしたいと思つておる。

○菅野国務大臣 その経過について、ありのままを申し上げますと、御承知のとおり、ガス事業法という法律があります。そこで、LPガスというものとは最近一般に普及した業務でありまして、このLPガスの事業といふまでの都市ガスの事業と競合する点が少なくないのであります。その間の調和をどうするかという問題で、実は長い間いろいろ研究したり検討して、あちこち業者との話し合いをしたりなんかしたのであります。この問題が複雑になってまいりましたので、そこで都市ガス法の問題についてはもう少し研究をして、これはあらためて次の国会に、ひとつそれまでに成果を得て、法案を出したい。しかし、それより前に必要なことは、LPガスが普及することによって最近頻発しておるのは、各家庭などにおける事故でありまして、いままで高圧ガスの取締法があつたのであります。これは事業所における取締法でございます。各家庭における取り締まりの法規ではない。でありますから、いままでの高圧ガ

スの取締法では適用できないというふうなことで、一方では使用の普及が拡大するに従つて事故が頻発しておるということで、この安全の確保についての法律を早く出さなければならぬというところ。それから、どうもLPガスの取引が不明確な点がある。その間において、販売業者と一般消費者との間の紛争も起つておるというふうなことでありますので、そこで安全の確保と正常な計量の取引をするというこの二つの目的で、とにかく本国会でひとつ成立せしめたいというところとで急いできたのであります。さてそうなつてくると、お話しのように、またいろいろ問題がありまして、なかなか法文化することに時日を要したのであります。したがって、われわれの希望に反して提案がなされたことは、先ほども申し上げましたとおり、まことに申しわけないと思つし、一般消費者またことにLPガスの事業者に対して、一日おくれることがそれだけ少なからぬ不利益も与えることだと思つておる。その点において、非常に私たち自身も遺憾に思つておる次第であります。

○佐野(進)委員 大臣は、参議院から出席してくれということでありまして、私がまとめて大臣に対する質問を早目に行なつて打ち切りたい、この思ひです。

そこで大臣、お尋ねしたいことは、この法案が、先ほどからお話しのうちに、消費者の保護と取引の適正化という形の中で、その経営を健全化していくんだ、こういうような形において出されたということはお話のあつたように、内容について、出せ出せと言われたから出したという面もありましようし、あるいは緊急事態だからという面も出て出たということもありましようけれども、相当不備な点が、検討をいたしましたと思つておるのです。したがって、大臣も、いまガス事業法との関連の中で、この次の国会までに内容をさらに整備しよう、こういうようなお話を聞いていますから、私はそれで了解をいたしたいと思つておるのですが、い

ずれにいたしました。新聞記事にあらわれるように、あるいはまた消費者が非常に心配するといふような事態の中にあります。法案の成立あるいはこれの適用、こういうことについて、多くの国民がこの法案に関心を持っている、こういう事態でありますので、担当の局はもちろんで、通産省として、体制の整備あるいはその他関係方面との折衝等について十分なる配慮をせしめよう、そういうことが必要じゃないかと思つておるのですが、その大臣の、単なる提案したという説明だけでなく、今後の運営面における、この法案が成立するまでの取り組みにおけるそれらの面について、ひとつ決意をお聞かせ願つて、大臣に対する質問を終わりたい、こう思つておるわけですが。

○菅野国務大臣 お話しのとおり、一般消費者もまた事業者も、この法案の成立を熱心に希望されておると思つておる。しかし、さてこれから皆さま方の御審議をお願いするのであります。この法案自体についても、いま申し上げたように、ある意味では急いだ点があるかとも思つておる。そういう点において、皆さん方からごらんになれば不備な点があるかもしれません。先ほど申し上げたように、二つの目的を早く文化したいということ、われわれも急いだのであります。そういう点において、ひとつまた皆さん方の御審議をお願いして、よりよい内容のものができればわれわれ非常にけっこうだ、こう存じておる次第でございます。そしてまた、一般ガス法との関係も、これもうまく業者との間の話し合いあるいは事務当局の話し合いなども円滑にして、そしてひとつ完全な法律をつくりたい、こう考えておりますので、それも来たるべき通常国会までには、皆さん方の御審議をお願いするようにしたい、こゝう決意いたしておる次第でございます。

○佐野(進)委員 そこで局長に質問したいのですが、いま大臣から、次の通常国会までさらによい前進をはかりたい、こういうような答弁があつたから、蛇足になるかもしれませんが、このガス事業法に対応するLPガス事業法と前進的に

取り組みたいという、そういう姿勢、そうしなければならぬという、そういうことに対して、一番大きなネックは何だったか。いわゆる巷間伝えられるように、都市ガス業界の妨害によってそうならないのだ、こういうようなこともよくいわれるわけですが、それらの点について、ひとつ答弁をしていただきたいと思います。

○吉光政府委員 先ほど大臣からお答えがございましたように、当LP業界、あるいはLPの需要と申しまして、こうでございますけれども、三十七年に五百八十万世帯程度の需要であったわけでございますけれども、それが本年になりますと、千三百万世帯に近いというぐらいに急激に需要が伸びてまいりまして、それに対応いたしまして、LP事業をおやりになる事業者の方の数も相当急激にふえてまいったわけでございます。そういうふうな中におきまして、やはり保安の確保、取引の適正化というふうなことになりますと、従前、これはもう御説明するまでもないわけでございますけれども、ただ単純に販売施設等についての保安基準だけで許可基準をきめておりましたものに対応いたしまして、むしろその企業自身のまことに事業としての性格と申しますか、そういう点について着目いたして、許可基準を整備する必要がありますというふうに観念いたしまして、従前の許可事業と違ひまして、新しくいわゆる事業許可という制度をこの法案の中に採用いたしておるわけでございます。いわばいままでの単純な施設許可から事業許可へと、いわゆる事業法への一歩前進がこの法案の中で行なわれておるわけでございます。

ただ、先ほど先生から御指摘がございましたが、いわゆるLP事業法——ガス事業法、電気事業法等と対応する形でLP事業法というところまでできなかったわけでございますけれども、これは先ほども、この立案過程におきます問題として、大臣からお答え申し上げましたように、実は特に導管供給事業等の問題をめぐりまして、根本的に導管供給事業そのものについても、この法案

の中で位置づけを明確化したいというふうに考えておりましたけれども、検討すればするほど、やはり公益事業規制の根本問題にまで触れる問題だというふうな状況に立ち至ったわけでございます。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕
したがって、そういう問題につきまして、将来さらに早急にどう位置づけるかということ、内容を固めまして、その次の体制を考慮してまいりたい、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 それはまたあとにも関連しますから、一応提案の経過の中でとらえたという措置について、ひとつ質問を打ち切っておきたいと思

います。
次に、この法案にうたつてある保安の確保という問題について質問をしてみたいと思ひます。保安の確保というところは、結局、事故を防止し、消費者並びに取り扱い者あるいはそれに関連する人たちの生命なりあるいは財産なりに発生するいろいろな危害をなくする、こういうようなことになろうと思ひますが、いま局長も言いましたけれども、事故が過去五年間——ここにも資料として提出されておりますが、出た内容を分析してみても、単にいわゆる消費者のために起こつたものとか、取り扱いが不備だとか、こういうような説明だけでは切り切ることができないいろいろな条件があるように、私は見た結果、考えるわけです。そこで、この法案の保安の確保という、こういう意味においてつくり上げたその真のねらいは、いろいろなことが書いてありますけれども、一言に言つてどういふところにあるのか、原則的な面を答弁を求めてたいへん懇縮ですが、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

○吉光政府委員 やはりあくまでも、この法案の第一条「目的」のところの規定いたしましたことによつて、何と申しましても、災害事故の発生というものが非常に急激にふえてまいつておりますし、しかもそれが人身災害を伴うものが多いという状況でございますので、第一には、あくまでも

災害を防止することによりまして一般消費者の保護をはかりたいということが根本的なねらいであらうかと思ひますが、と同時に、そういうふうな急激に需要がふえてまいりました関係上、取引面等におきましても、たとえば計量等の点であれこれ問題を起こしていることもございますので、そういう事業者自身が保安なりあるいは取引等を適正化することによりまして、自分の姿勢を正すことによつて、さらに将来への事業者の健全な発展をはかつてまいりたい、こういうことも、間接的には効果として意圖いたしておるところでございます。

○佐野(進)委員 そうすると、その事故発生状況が、昭和四十一年、昨年度で見ると、高圧ガス全体による事故が百八十一件で、そのうちLPガスの事故が百五十一件、消費先の事故が百二十五件、うち一般家庭が八十九件、こういうような分類がなされておるわけですが、こういうような分類による直接的な事故ですね、たとえば取り扱いによる事故なのか、十分でない器具を使ったことによつてそういうのが起きたのか、あるいはどうなのかということについて、この際ひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○吉光政府委員 いま御指摘がございましたように、昭和四十一年におきまして、LPガスの関係で起こりました事故が百五十一件でございますが、そのうち一般消費先に起こりました事故が、約八割の百二十五件でございますので、この百二十五件の内容を分析したものにつきまして、お答え申し上げます。そのうち三割くらいに相当いたしますものが、実は消費者の不注意から起こつております。よく新聞記事等に出ておりますような、コックを締め忘れたとかいうようなことで起こつておる事故が約三割程度でございます。それから第二の理由といたしまして、消費者のほうの不注意も関係はいたしておりますけれども、容器を配達いたしましたときに、配管の点検を行ないますとか、販売業者のほうで消費者にちよつと注意

を喚起していただければ、おそらく起こらなかつたのではないであらうかというふうに思われます。事故が、やはり約三割を占めております。それから、販売業者の処置が誤りまして、あるいは燃焼器具自身に欠陥がございまして、その器具の欠陥から直接の原因になつて事故を起こしておるというふうな例、それら合わせまして約三割と申しますか、というふうな形になっております。あととさらに、たとえば配管工事自身の構造上の欠陥があるというふうなことも事故例になっております。

○佐野(進)委員 そうすると、いままでの事故が百五十一件の中で、いわゆる消費者の不注意が三割以上、あるいは消費者の不注意と販売店の保安サービスの不徹底ということとで二割以上、あるいは販売店の処置の欠陥が一割三分、こういうような説明ですが、そうなりますと、これらの非常に多くの事故、特に私どももいままで毎日この法案が出るというところで、新聞を見ていて、LPガスによる事故の発生という、どきどきとするような思いにかられる場合があるわけですが、そういうような事故発生に対して、いままで当局は、この法案が通るまでの間に、各都道府県において、その事故発生防止に対してどのように対処してきたか、現実面として対処してきたか、その対処のしかたについて、ひとつ説明していただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 先ほどの原因の三割を占めております消費者の不注意という問題でございますが、これに対応いたしましては、実は今度新たに、消費者啓蒙宣伝費と申しますか、こういうような形で予算をいただきました、その予算を有効に使うことによりまして、対処いたしたいと考えております。

なお、昨年までは、そういう意味での予算的措置は行なわれていなかったわけでございますけれども、これは随時テレビ、ラジオ等を活用いたしまして、あるいはまた全国LP業界の方々の御協力を得まして、昨年度は二回いたしたわけござ

いますけれども、LPガスの災害防止週間と申しますか、そういうふうなもので、災害防止についての一般の認識を高揚していただく、こういう催し等によりまして、一般消費者の方のLPガスに対する正しい認識を得ていただくというふうな努力をいたしてまいっていったわけでございます。

なお、今度具体的な取り組み体制のほうの問題でございますけれども、先ほどお話しございましたように、取り組み体制といたしまして、まず中央におきましては、実は通産省の本省の化学工業局の中に保安課というものを設けまして、いわゆる生産行政と保安行政とを分離いたしました。保安独自の活動をしていただくというふうな意味での、一つの機構を設けたわけでございます。

同時に、これに対応いたしまして、各都道府県の取り組み体制につきましても、これは直接的な人員増加というように要求するわけにまいりませんので、知事会等を通じて、そういう取り組み体制の強化等について御協力を要望いたしておりますが、同時にまた、自治省を通じて、こういう取り組み体制に對する交付税の算定基準につきましても、大幅な改善をしていただくというふうなのが、現在までの努力の成果でございます。

○佐野(進)委員 私のお聞きしているのは、そういうことと同時に、いままで何人くらいそういう仕事に各都道府県では当たっておるか、こういう点がひとつ聞きたいところなんです。

○吉光政府委員 都道府県で高圧ガス関係で現に担当しておりますのは、現在で二百五十六名でございます。これは今年になりまして十九名ふえておりますので、本年十九名増員を得た上で、二百五十六名というふうな人員でございます。

○佐野(進)委員 百八十一件の高圧ガスに関する事故が発生して、しかも一件起るたびに非常に大きな社会問題になっている。これは現実に通産省が直接指導できるものではなく、都道府県に委託しなければならぬ問題です。その委託しなければならぬ問題に対して、事故が発生したから

という事で、困った、困ったということではなく、発生に対する予防その他について、いさしく努力をしなければならぬ責任があると思うのです。ところがいまの二百五十六名を全国で割った場合、大きな県、小さな県というものがあつた場合に、平均すると一何名くらいになるかという、せいぜい三名くらいという結論が出ると思う。これでそういうことができて、事故防止の行動ができれば、私どもはどうしても言えないと思うのです。今回この新法ができた場合、一体どの程度の人員増加を予定しておられるのか、これをひとつお聞きしたい。

○吉光政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。都道府県の担当職員の現状をもつていたしましては、災害防止のためには不十分であるという点につきましては、私も痛感いたしております。したがって、私がいまして、今後におきましては、いわゆる役所のなわ張りとして、か、そういうふうな気持ちを一えいたしまして、従前通産省と都道府県というパイプで行なっておりますこの取り組み行政に對しまして、さらにそれぞれの市町村の消防機関の御協力をいただくというふうなことにいたしましたわけでございます。したがって、この法案の中に、たとえば最初に施設基準の認可等を求めてまいりました場合に、地元消防署長の、保安上支障がないという意味での確認書をいただくことにいたしました。あるいはまたその他の面で、危険があるということを消防署員の立ち入り検査によって発見いたしました場合には、都道府県知事に對して、この法令上の措置を請求することができるといふような規定等を置きまして、最末端におきましてこの取り組み体制につきましても、市町村消防のほうの御協力を得た上で、万全を期してまいりたいというふうなことで、従前の通産省、都道府県というルートにさらにそういう機構を付加いたしました。この問題に對処したいというふうな考えでおるわけでありまして、ただ、御指摘のよう

なおさらに一そう自治省等とも御相談申し上げまして、強化につとめてまいりたい、このように考えています。

○佐野(進)委員 そういうようにともかく人員を増加し、いわゆる事故発生について、通産省としてもこの法律のもとで、できる限り体制を整える、こういうことになろうと思うのですが、しかしそのことは必然的に、いままで提案説明の中にもいわれているように、いわゆる高圧ガス取締法の環境として取り扱ってきたこの部面について、通産省内部における機構の整備ということについてはどう考えているのか、この際ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○吉光政府委員 先ほどちょっとほかの角度でお答え申し上げたわけでございますけれども、実は昨年の四月に、私のほうの内部の行政機構を改革いたしました。従前無機化学課と申しましたところ、保安の問題と同時に、無機化学に関する生産行政を扱っておったわけでございますけれども、そういう生産行政の面を、この課の仕事から一てぎいたしまして、たまたま保安の任務に当たるといふふうな意味で、保安課というものを通産省内部に設けたわけでございます。これによりまして、まさに保安そのものを扱う機構をつくることによりまして、保安対策の万全を期してまいりたい、こういう意図で設けたわけでございます。

○佐野(進)委員 ですから、それは高圧ガス全体に對して保安課を設けたわけでしょう。今度は新しい法律によつて、LPガスの保安と取引の適正化をはかるということで、新しい法律ができて、事故なりあるいはその他をなくしようというのでしよう。そうしたら、その新しい事態に對処して、何もやらないのですか。高圧ガスの取り扱いも、ますます重要性を帯びるでしょう。さらに長期の見通し、あなたのほうで出しておるLPガス産業の現状と長期の見通しからいふならば、取り扱い量はばく大もなくふえていく、そういうことが考えられるわけですね。それに対して、法律は

通したけれども、あとは何もしないんだ、いまの答弁ではこういうことになるのじゃないですか。

○吉光政府委員 私は、御質問のほうを少し取り違えておりました。保安だけの面からお答え申し上げたわけでございますけれども、実は先ほどお答え申し上げましたように、保安課では保安行政の面を扱っておりますけれども、LPガスの生産、需給というふうな問題につきましても、実は従前は鉱山局の石油課で扱っておったわけでございます。が、やはりLP関係の事業が非常に増大してまいっておりますので、この鉱山局にございます石油課を二分割いたしまして、LP関係を担当するところの部局というふうなものを、鉱山局の中にも設けたわけでございます。そういうふうなことで、両部局で、LP関係業界の健全な発展の關係の仕事と、それから私どものほうの保安の対策をやっておりますところの仕事、こういうふうな両部局で、両々相まってやることに相なったわけでございます。

この新法ができますと、この新法自身は、まさに取引適正化の問題、保安の確保の問題、両方の問題を内包いたしておるわけでございます。いままで機械機構を改革して両部局を一緒にするといふふうな考え方は、いまの段階では持つておりませんけれども、さらに検討いたしますと同時に、その両部局間の連絡体制というものを、さらにさらに密接にやつてまいらなければならないのではないだろうかというふうな考えをしております。

○佐野(進)委員 都道府県における人員並びにこれらに對する取り扱いをもつと拡充する、こういうこと、いまの通産行政内部における、これらの新しい法律の成立に伴う機構整備をやらなければだめだ、こういう点については、あとで、この次の質問が終わつたところで、ひとつ事務次官の見解も聞かしてもらいたいと思ひます。

そこで、私はそれに関連して、この法律を読んでみると、保安の確保のためにいろいろな処置をするということになっておるのですが、一番問題になってくるのは、高圧ガス保安協会、これに

よって指導、監督機構を強化する、そして必要に応じて消防、警察関係者と協力体制を整備する。

いま局長の言ったことは、消防、警察関係者の協力、整備という形で、消防のほうはこの前法律も通りました。しかしそれはそれとして、この提案する趣旨の根本的なものは、高圧ガス保安協会によって保安の確保をはかるんだ、こういうように受け取れるのですが、そうなのかどうか、ひとつこの際聞いておきたいと思うのです。

○吉光政府委員 私ども、実は御指摘のような考え方は持っていないわけではございません、あくまでもこの保安確保のための基本的な問題は、LP事業者自身がもう少し体質強化された事業者であってほしいということ、一番の念頭に置いておるわけではございます。LP事業者のほうで、まず第一に一般消費者に対する保安能力を補完していただくと思はれますか、そういう保安サービスを売っていただくと思はれますか、そういう角度を前提にいたしておるわけではございません、この法案自身で、保安協会自身に、LPガスの保安についての主導権と申しますか、あるいは相当大きな地位と申しますか、そういうところまで占めてもらおうという気持ちはないわけではございません。保安協会自身は、従前やっておりますような技術上の基準等の策定、あるいはその他いわゆる技術的な事項等について御協力を得たい、こういう考え方でございます。

○佐野進委員 そうすると、ここに書いてある文章といまの説明とで若干違ひし、いま局長の言われたような答弁のほうが私も適切だと思ふので、さらに、それではその点について質問を続けてみたいと思ふます。

そうすると、高圧ガス保安協会の指導監督機構を強化する、同時に現在それぞれの地域にある業者の保安の組合、そういうものとの関連はどのようにつけられるのか、具体的にひとつお聞かせ願いたい。

○吉光政府委員 私説明するまでもなく、高圧ガス保安協会は、昭和三十八年に、高圧ガス取締法

の改正によってできた協会でございますけれども、この協会が設立された目的と申しますのは、あくまでもこういう災害防止のための保安に関する技術的な事項について、調査、研究、指導等を行なっていくというふうな性格を帯びた機関でございます。したがって、その性格の範囲内において、この法令上お手伝いいたしたくところについてお手伝いいたしたいという意味で、この法律にのっかっております特定の技術上の基準につきまして、協会の意見をお伺いする、あるいはまた、ガス器具の検定につきまして、状況いかんによつたら——これはほかにやる機関がないというふうな事態を前提にするわけではございませんけれども、すぐに始めようという気持ちはございませんけれども、ほかにそういう機関がないという場合には、やるといふふうなこと、あるいはまた、販売店での従業者と申しますか、従業員等の保安教育等の関係について、これも現実の問題といたしまして、保安講習会等を開いておりますので、そういう現にやっております仕事につきまして活用をはかってまいりたい、こういうことでございまして、既存のいろいろな業界の団体がございまして、その団体の現におやりいただいておりますが、そういう領域のものについてまで、保安協会のほうで積極的にやっていくというふうな意図は全然ないわけではございません。

○佐野進委員 この法案提出の理由の中で、高圧ガス取締法の範囲の中で、LPガスの取り締まりなり、適正な保安確保をしたり適正な取引を促進することはむずかしいのだ、したがって新しい法律をつくっていくのだ、そのことについては、先ほど大臣その他からたびたび言われておるわけですが、したがってそういう精神から言うならば、高圧ガス保安協会というものと、それから高圧ガス全体、特にLPガスが出る前の事態を一応主たる対象としてやられてきたのじゃないかと思うのですが、まあ一緒だったということも成り立ちますけれども、そうだとすると、この法律の成立を機会に、もつとこの協会の整備をはかるな

り、あるいは業界の自主的な、いわゆる内部から盛り上がった力を活用するなり、そういうような方向にしない、いわゆる通産省、都道府県、それから高圧ガス保安協会、この縦の線、いわゆる官僚的な組織だけで保安の確保をはかり、あとは取り締まりの対象として全部があるのだ。自主的なそれぞれの業界の中にあるところのいわゆる民主的な意見を吸い上げて協力を求めるというところが非常にむずかしいのではないか。したがって、この際、高圧ガス保安協会の組織と切り離した、具体的な何か対象者によつてこれらのものをやる必要があるのではないか、こういうふうに感ずるのですが、その点についてひとつ見解を聞いておきたいと思ふます。

○吉光政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、この法律のねらっておりますところは、やはりあくまでも販売業界の方々が非常に強くなつていただきまして、そして自主的に保安能力を向上してまいると申しますか、そういう自主保安体制というものが一番望ましいということから、それを柱として出発いたしておるわけではございまして、御質問のございましたような、保安協会がこれに出しゃばつてどうこうするという気持ちは毛頭持っていないわけではございません。同時に、この一般の販売業者自身の力が強くなつてまいるといふことが、即ちそういう業界の団体の力もまた強くなつてまい。そういうふうな意味で、具体的な活動の問題におきましては、従前ともそれぞれの地方機関の御協力を得た上で、実際の保安行政が行なわれておるといふのが現状でございます。

○中村重委員 関連。業者のいわゆる自主保安体制を強めていくというか、持つということは、私は、それはそれなりに必要であるし、またそうでなければならぬと思ふます。ところが、いまあなたが答えになつておる保安協会のあり方がまず問題になるのではないかと思ふ。御承知のとおり、特殊法人の保安協会に対して、保安の指導であるとか、あるいはその他保安上のいろいろな業務をやらせる。その際に、非常に重要な保安業

務というものをこの保安協会に持たせるならば、国が保安協会に対して助成するというのもやはり必要である、そういう中から監督指導というものを強めることができるのだという意見を、私どもは強く出してきたわけですが、それで御承知のとおり、いま高圧ガス保安協会に対して国が助成をしておる。ところが、この保安協会というものは手足を持たないです。では、末端はだれがやっているのかというと、任意団体であるところのそれぞれのプロパン協会というものがやっております。一般の業者はこの高圧ガス保安協会にたがっているかというところ、つながつてはいないのです。ところが、金は、金費というか、いろいろな名目をもつて

ほとんど吸い上げられて、八千万円程度吸い上げられておる。そして還元金というものが、その任意団体であるプロパン協会に対してどの程度なされておるかというところ、五百万円程度しかなされておらないのです。仕事はさせておいて、還元金はほんのわずかしき出さないですね。高圧ガス保安協会は国から助成金をもらつて、そして末端の業者からはほとんど金を吸い上げていく。高圧ガス保安協会の存在というものが、いまあなたが言われたところの、自主保安体制を強化していくためにどれほど有効な働きをしているかというところについては、疑問がある。そして今改正案の中に、保安協会の役割りというものをさらに強化していくという形になつてくると、いま問題となつておるこれらの問題を解決しない限り、あなたが期待するところの自主保安体制の確立ということとはあり得ない。だから、ただ頭の中でこうあるべきだということまで適当に描いて、その考え方の上に立つて法律案をつくりましても、現実というものはなかなかそう動いていかない。私は、まず現実を踏まえて、その上に立つて、いろいろな体制を整えていくということではなければならぬと思ふ。その点をあなたはこのように認識していらつしやるか。また私が指摘いたしましたような問題の解決を、どういう方法でやろうとお考えになつておるのか。まずその点を明らかにしてほしいと思ふます。

○吉光政府委員 ただいま御指摘になったとおりであらうかと思うわけですが、実は、私も、この法案におきまして、特に保安協会の機能を強化してまいらうというふうな意図は全然持っていないわけですが、たまたま現在やっております仕事につきまして、この法律の規定の中に記入したというところがございます。

ただし器具等の検定の問題につきましては、これは、他にやる機関がない場合というふうな意味でございます。これも民間の自主的な機関というものを前提にいたしまして、そういうところでおやりいただくことを前提に置いております。したがって、そこで全部できるという体制であれば、保安協会自身に器具の検定をやらせるというつもりは持っておりません。いまの保安協会と民間の団体でございますが、協会の関係の将来のあり方の問題でございますけれども、私はやはり民間関係機関の御協力なくしては、こういう保安問題についての、あるいは取引適正化の問題についての解決というところは非常に困難であらうというふうに考えるわけでございます。したがって、そういうふうな線で、将来の団体運営についても、いま申し上げました線で考えてまいりたい、このように考えるわけでございます。

○佐野(進)委員 保安協会の問題については、いまの説明では、なお納得しかねる点があります。特に考えられることは、通産省と高圧ガス保安協会、こういう一環の中で、この新法運営の保安問題を処理しよう。もちろん、それぞれの立場における役割りはあるにしても、自主的な民意に基づく保安確保の点をやはり取り上げなければならぬ。特にこの法案が通った場合、中央集権的な官僚統制的な取り締まりのみによって解決しよう。実際上の問題として、取り締まりのみによって解決できるものではないわけですから、その点での危惧はひしひしと感ぜられる面があるわけであり、中央集権的な、ただ命令だけのごとを通すんだということではなくて、運営の妙をはかる。

そういう意味において、この保安協会というものについて、私としては危惧を持たざるを得ません。したがって、私は、この保安協会について、いままでの経過と、これからの事業の方向について、資料の提出をひとつ委員長にお願いしたいと思います。一応要求しておきます。

そこで、取引の適正化を除いて、保安の確保という面から見ると、この法案の趣旨は、全くいわゆる消費者の保護ということに尽きると思っております。消費者保護ということが、現実の問題として、事故発生防止というところに視点が合致されておるといふふうに考えるわけですが、はたして消費者保護ということについて、この法案に対して多くの消費者が寄せる期待の焦点が、これによって、いわゆる事故を防止するというところによって終わるかどうかが、私はまだまだそうではない面がたゞさんあると思うのです。したがって、政務次官に、先ほどの都道府県の人員の問題、あるいは内部の機構の問題、消費者保護について、それらの問題について総括的に答弁をお願いしておきたいと思っております。

○宇野政府委員 いまおっしゃいましたとおり、この国会に提出をいたしました消費者行政に関する唯一の法案である、かように感じております。また他にも、通産省といたしましては、割賦販売に関する法律、これもまた消費者保護、そういう感じで出したわけですが、一口に消費者行政と申し上げても、私は、保護と教育という二つがあわせて行なわれなくてはならないというふうな感じがするわけでございます。特に今日の行政をながめてみますと、消費者行政が非常におくれております。たとえばこのプロパンに關しても、また他の商品企業に關しても、今後は消費者行政というものを推進しようといふと、御承知のとおり、消費者には商品企業から安全を保障される権利であるとか、あるいは商品企業を自由に選択する権利であるとか、あるいは商品企業に關する情報を得る権利であるとか、以上三つがかなえられなければクレームをつける権利、こういうものがわが国の消費者行政の面においては、私は確立されておらないと思うのでございます。したがって、通産省としましては、もうすでに千三百万世帯に普及されておりますこの貴重なプロパンの存在というものを考えてみました場合には、どういたしまして、消費者保護と教育というものを併立せしめて推進していかなくちゃならない、こういうふうな考えておりますので、御指摘のとおり、保護の面は法律によってなされるかもしれませんが、他の面におきましては、やはり都道府県なりその他民間協会と力を合せていかなければならないのではないかと、かように感じますので、そうした面では、政府、都道府県あるいは民間団体、業者、この間におきまして、この円満な運営をなしたいと思っております。同時に、やはり消費者保護と一口に申しますが、単に業界の取り締まりだけではこれは達成されないのがあります。要はその業界自体が安定し、また業界自体の経営が非常に信頼されるような立場になることにおいて、初めて保護というものも行ない得るということ、通産省といたしましては考えていかなければならないのじゃないか。いま御指摘のような点に關しましては、今後十二分に多角面にわたりまして検討させていただきます。前向きな姿勢で、消費者保護というその精神を貫いていきたいと思いますのであります。

○佐野(進)委員 それでは次の質問に入りたいと思うのですが、いま言ったように、消費者保護という形の中で、保安の確保をはかるために、この法律はでき上がっておりますが、その反面、したがって、いま政務次官が言っておられるように、業界の安定なり発展というものがなければ、その目的は達せられないというところは当然なんです。その業界の安定なり発展というものを対して、この法律をつくる場合に一番大きな問題点となったというのは、先ほど大臣から話ございましたけれども、LPガス販売事業と都市ガス事業との関係、特に導管に關する解釈の相違、そういうところから法律案の提案をおくらした最大の原因だった、こういうふうに言われておるわけです。したがって、私はこの際、導管供給の解釈の問題、これの解釈について総合エネルギー調査会に委託した、まかす、こういうことになったということ、を、商工委員会の調査室から出た資料は書いてあるわけですが、その点について若干質問をしてみたいと思っております。

いわゆるガス事業法における導管というのは、管状のパイプである、こういうふうに定義しておるといふことですが、そのことから、現在ガス事業法による導管というものをLP事業に適用するということ、これはしてよろしいのか、困るのだという、全国ガス事業のほうから、私どものほうにも要望書が出ておりますが、この点について、折衝の過程の中で、どのような点に解釈上の一致点が見出されておるか、この点をひとつお聞きしておきたいと思っております。局長でいいです。

○吉光政府委員 御指摘のように、非常にむずかしい問題でございますけれども、実は私どもの考え方といたしましては、小規模導管供給というふうなものにつきましては、それを一括いたしまして、これは全部ガス事業法であるとかないとかいうふうな考え方はいたしておらないわけでございます。やはり個別的にある、そこで配管される現実の事態と申しますか、そういうものを個別的に判断した上で決定するべき事項ではないか、そのように、一般論としては考えておるわけでございます。

○佐野(進)政府委員 率直に答弁してください。言にくいなら言にくい、また経過の途中だからというなら経過の途中でいいのですが、いわゆるLPガスを取り扱う、もちろん都市ガス事業の中でもLPガスを取り扱っていることがありますが、ほとんど全体の事業の量から見るとさきめて微々たるもの、そういう現実の中では、さき大臣なり政務次官が言っているのとおり、千三百万に及ぶ、あるいはこれからさらに需要が伸びようとする、また伸ばしていかなければ都市生活の向

上のためにならないという現状の中で、いわゆる都市ガス事業との対峙の中で、二つ並んで対立した形の中で、ものを判断するということだけでなく、現実には消費者の利便を考えた際、この問題について、さつき大臣は、もう一年くらい、この次の通常国会までに結論を出すと言ったけれども、現状の中で、局長のほうでこれと取り組まれて、どの程度までその解釈として適当であるかという結論を出し得ないなら出し得ないで結構、こうです。率直に言ってください。取り組みとしてどういう考えかということをお聞きしたいのですから、そういう面において、経過の中でおくれた最大の条件、将来どうしようかという方向だけでもいいのですから、御答弁願いたい。

○吉光政府委員 御承知のことでございますけれども、実はLPガスの導管供給というふうなものは、最近に至りまして急速に伸びつつあるわけでありまして。私も保安の面から考えました場合には、個別ボンベ主義と申しますよりか、むしろできるだけ導管供給でやっていただくほうが、保安上の観点からは災害が少なくであろうというふうな考えでおるわけでございます。したがって、このLPガス供給形態といたしまして、導管供給事業というものがだんだんと発達してまいるというところは当然であろうかと思っております。ただこれをエネルギー資源として考えました場合には、どういう規制のしかたで、そういう事業というものがあつたらいいか。先ほど御指摘の中に、LP事業法というふうなものもお話が出ておつたわけでございますけれども、現にございますガス事業法の適用を受けておりますガス事業者、それからこういう集合配管形態でガスを供給する事業と申しますか、どういうふうな形に位置づけられました場合に、この小規模導管供給事業をいまの現行のガス事業法で全部処理していくか、これは相当の負担も当該事業者に伴うわけでございますので、そういう形がいいのか、あるいはまた、現在このガス事業法自身のあり方も反省をした上で、全体の事業者の位置づけと申しますか、そ

ういうふうなものを確立していったほうがいいのか、そういう点で実はいろいろの考え方があろうかと思うわけでございまして、端的にどういふ方向で結論づけようというふうな答えができませんことは非常に残念でございますけれども、むしろそういう大きな問題でございまして、私どものほうといたしましては、先ほどちょっとお話がございましたように、総合エネルギー調査会の中にガス部会というふうなものを設けて、ここでもいま申し上げましたような角度からの検討をやつていただくというふうな考えでおるわけでございます。

○佐野(進)委員 LPの需要の数と都市ガスの需用の数は、先ほど大臣のお話しておりましたとおり、片一方は一千三百万、都市ガスのほうは七百三十万、約半分だ。しかも施設その他の軽便の面からいっても、これから飛躍的に増大し得るものがLPガスだ、こういうことは衆目の見るところだといふぐあいにいわれておりながら、さて現実には、その中で保安面において、導管供給が最も時宜に適合しているという解釈がされながら、なおかつ総合エネルギー調査会のほうに回さなければならぬ、そういうことについては、私も私としては非常に理解に苦しむ。しかし幾ら理解に苦しんでも、現実の問題から、これをどうだこうだと言つてもしょうがないわけですが、私は、当局としては、この導管供給については一刻も早く勇氣をもつてこれに取り組んで、早急に解決し、保安の確保と取引の適正化の、本法の趣旨を貫徹するようにひとつ努力してもらいたい、こういうことを、さつき大臣の答弁がありましたけれども、考へるわけでありまして。これについて、政務次官からひとつお答え願いたいと思ひます。

○吉光政府委員 御指摘のように、現在の液化石油ガスの販売業者の圧倒的多数は、中小企業者でございまして、大体会うエートにいたしまして、九五以上というものが中小企業でございまして、したがって、今回の法律では、保安確保のために相当いろいろな負担をお願いすることになっておりますので、相当苦しいところも出てくるかと思ひます。そういう九五を占めております販売業者に対しては、むしろ積極的

に、先ほど政務次官からお答えございましたように、応援体制と申しますか、国のほうでの応援体制を整備する必要があるかと考えているわけでございまして。現在やっております措置といたしましては、実は保安施設に對しまして、中小企業設備近代化資金というふうなものの融資制度が設けられておりますし、また、先般委員会で御承認いただきました中小企業振興事業団によりまして、いわゆる協業化資金というふうなものについても、こういう事業団を通じて、積極的に融資の道を開いてまいりたいということでございます。

○佐野(進)委員 それでは、この問題については、この法律が実施される場合、一番問題になるのは、いわゆる保安の確保という形の中での器具についての制限、あるいは貯蔵設備の点、あるいは保安要員の確保の面、非常に大きな制限がいわゆる取り扱ひの業者にかかると思ふのであります。したがって、そういう面から、取り扱ひ業者がこの負担にたえかねていくという危険性を当然の点について、この法律を提案するに際して、通産省としてはどのような考え方を持っているかという点について、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○吉光政府委員 御指摘のように、現在の液化石油ガスの販売業者の圧倒的多数は、中小企業者でございまして、大体会うエートにいたしまして、九五以上というものが中小企業でございまして、したがって、今回の法律では、保安確保のために相当いろいろな負担をお願いすることになっておりますので、相当苦しいところも出てくるかと思ひます。そういう九五を占めております販売業者に対しては、むしろ積極的

に、先ほど政務次官からお答えございましたように、応援体制と申しますか、国のほうでの応援体制を整備する必要があるかと考えているわけでございまして。現在やっております措置といたしましては、実は保安施設に對しまして、中小企業設備近代化資金というふうなものの融資制度が設けられておりますし、また、先般委員会で御承認いただきました中小企業振興事業団によりまして、いわゆる協業化資金というふうなものについても、こういう事業団を通じて、積極的に融資の道を開いてまいりたいということでございます。

○佐野(進)委員 いま全業種の九五等は中小零細だ、こういうふうに言つておられるわけですが、業界の急激な発展から、この業界における財政的あるいは施設の面における整備が十分でないというところは、通産省の出した資料にも書いてあるわけですが、しかしその面でも非常に危険だといふ一般に考えられておる企業、そして新法によつてさらに多くの負担がかかるというふうな企業に對して、近代化促進法の指定業種にまだなっていない。私は対象業種を見たのですが、近代化促進法という法律の趣旨と、この業界との関連の中で、どうし

てならないのか、ちょっとふしぎに思わざるを得ないのですが、近促法の対象業種になっていない現状について、ひとつ答弁を願いたい。もし中小企業庁のほうでいいなら、通産政務次官でけっこうですから、お願いしたい。

○小幡説明員 ただいま御指摘がありました、液化石油ガス販売事業が、中小企業近代化促進法の指定業種になぜなっていないかという御質問でございますが、液化石油ガス販売業の近代化、合理化の方策といたしまして、私どもは、容器の大型化と、これに計量器を取りつけまして、配達及び料金調定の合理化をはかることが最も効果的な方策ではないかというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、これには販売業の規模として、少なくとも月十トンないし十五トン以上の規模のものが望ましいというふうに考えておるわけでございます。ところが現在、月十トン以上の販売事業者は全体の二〇％に満たない状態でございまして、大部分が一トンから十トン未満の販売規模の業者でございまして、したがって、業界全体の合理化、近代化の前提といたしましては、これらの零細規模の販売業者の協業化による規模の拡大が必要と考えておりまして、当面これに対する中小企業振興事業団の融資による助成を施策の中心として取り上げてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお、近代化促進法の業種指定の問題は、零細業者も含めた業界全体の問題でございますので、業界としての受け入れ体制、さらに業界としてやはり負担の問題もございまして、関係業界とも十分相談をいたしまして、今後さらに検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○佐野(進)委員 いわゆる取引の適正化をはかるということ、必然的に零細企業者に対して幾多の負担がかかるを得ない法案の内容になっておる。そうした負担がかからないように指導援助するということ、この法案をつくる際において当然考えなければならぬ。当然考えなければならぬことを怠ることによって、法案の精神が失われ

ていくということは、だれでもわかるわけです。そうであるとするならば、貯蔵義務なり調査義務なり、あるいはその他非常に大きな器具その他におけるところの購入費の増大、あるいは設備の近代化をはからなければならぬ等々多い。そうした場合は、近代化促進法の指定業種にするように、ただ業界のほうとの話し合いをしなければならぬからということだけで放置しておくということ、これは、その取り締まりにのみ急であって、業界の健全なる発展と取引の適正をはかる上に、きわめて不備な内容を露呈しておる、こう思うわけです。これらの点について、ひとつ政務次官から答えてもらいたいし、さらに税制上、金融上のことについて特別考えておるということも言っておるが、何も特別考えていない。いままでいわゆる中小企業振興事業団法を審議したり、協業組合法を審議したり、中小企業関係のいろいろな法案を審議したその域を出るところか、その域以内にすらあるという印象を受けざるを得ない。それではどうして取引の適正化ははかられるかということが考えられるわけです。いまの答弁ではちょっとお粗末ではないか、こういう印象が強いわけですが、もう少しひとつ親切に答弁してください。

○宇野政府委員 御指摘の点は、まことにそのとおりと私も感じます。しかしながら、今日までの近促法指定業種にならなかった理由等に関しましては、いま課長が答えましたこと等の問題がございまして、御了解を賜わりたいと思います。いづれにいたしましても、この法案の一つの柱である取引の適正化という面から考えました場合には、私が先ほど申し述べましたとおり、業界の安定なりその発展を望むことが当然必要でございまして、あらゆる努力をいたしまして、業界とも十分話し合いをして、当然の負担に対する金融措置等を講じてまいりますので、どうぞ御了解を賜わりたいと思います。

○佐野(進)委員 中小企業関係については、さらに積極的な指導援助を行なう、こういう政府側の答弁もありましたので、この面については終わりたいと思います。

たいと思います。

最後に私は、この取引の適正化をはかる形の中で、LPガスの需給及び価格の安定という点について質問をしておきたいと思うのです。

需給及び価格の安定をはかる最大の条件は、LPガス事業法が制定されることによつて、法律としてこれらの面について種々規定をされればそれに越したことがないと思うのですが、たとえば需給安定法というふうなものがあるわけですが、その需給安定法というものの内容、考え方、こういうものについて御説明願いたいと思います。

○宇野政府委員 昨年度の需給安定構想と申しますものは、御承知のとおり、昭和三十九年秋から四十年春にかけて相当LPガスが不足いたしましたので、そうした供給が確保できないというふうな面もございましたので、いろいろ考えてまいりましたのでございますが、幸いにいたしまして、昨今液化石油ガスの生産が急増いたしましたし、また輸入面におきまして、そのような危険が遠のきましたので、いまのところは需給安定ということはいじょうぶであるというふうな考え方で、この法案を提出させていただいたものであります。またこのことは、さらに将来にわたりますとも、一応需給安定ということはこの法案の中に入れたかった趣旨でもある、こういうふうに御了解を賜わりたいと思います。

○佐野(進)委員 ところが、二、三日前のある新聞によれば、中東における紛争が石油の輸入に対して相当大きな障害となりつつある、必然的にLPガスの、卸売りですか元売りですかの値段を上げなければならぬ、そういうような記事が出ておったと考えるのですが、そういう記事の内容と、いまの政務次官の答弁はたいへん食い違ひ、こういうぐあいに考えるわけですが、当面の需給については、それらの点について心配ないと考えていいのですか。

○宇野政府委員 スエズ問題でございしますが、一時配船等が遅延をいたしましたので、多少このよう

な危険がございましたが、いまのところは順調に供給が行なわれておりますから、そうした危険はないというふうにお答え申し上げたいと思います。

○佐野(進)委員 そうすると、現在のLPガスが、消費者千三百萬戸に対して供給し得る日数の限度は、幾日くらいあるのですか。

○小幡説明員 現在のLPガスの在庫量は約二十四萬トンございまして、これはほぼ二十四日分に相当いたします在庫量でございまして。なお、四十二年上期におきます需要量は、全体で百七十七萬トン想定されておりますが、これに對しまして、現在の国内の生産量及び輸入予定量、合計いたしますと、供給力は百八十一萬七千トンございまして、供給には支障ないというふうに判断しております。

○佐野(進)委員 百七十七萬トンに対して百八十一萬トン、きわめて僅少の差だと思ふのですが、二十四萬トンで二十四日ですか、そうすると、一日一萬トンということですね。

○小幡説明員 ほぼ。

○佐野(進)委員 そうすると、いわゆるLPガスの需給について、生産事情は間違いない、流通もそうたいした差がない。そうすると、季節だとか地域においても、当面全然心配は要らない、中近東の問題があつても、その他の問題があつても、需給については心配が要らない、こういうぐあいに解釈していいですね。

○小幡説明員 現在の見通しでは、地域的に見ましても、供給に支障は生じないというふうに判断しております。

○佐野(進)委員 そうすると、需給はいいということですね。これは専門家が言うことだから、どう心配してもしょうがない。

そうすると、その次には、結局価格の安定ということになるわけですが、この法案が通つたら価格は上がるのではないか、こういうような心配があるということ、それについてはどういう御解釈をしておりますか。

○小幡説明員 本法律案の施行に伴いまして、液

化石石油ガス販売業者に新たに課せられます負担は、貯蔵施設の設置義務、それから販売の制限、これは表示を付し、封を施したものを以外は販売はできないという制限でございます。それから、需要家に対する保安その他取引等の注意事項を記載した書面の交付、需要者の消費設備の調査の義務、業務主任者の代理者の選任義務等でございますが、このうち、貯蔵施設、調査等につきましては、通常すでに販賣業務といたしまして実施している場合が多いわけでございまして、この中で特に負担となると考えられますのは、販売の制限、表示を付して、封を施したものを以外販売できないという意味では、分析が伴います関係で、これがおおむね十キログラム当たり、二、三円程度増加するのではないかと、こういうふうに考えられております。そこで、この液化石油ガスの販売事業の合理化、近代化のためには、先ほどから御説明いたしておきますように、保安施設に対する中小企業近代化資金の融資とか、あるいは協業化資金の融資等の施策を講じていきますので、現在の段階では、この程度のコストアップは、末端価格の上昇にほとんどつながらないのではないかと、こういうふうに判断しております。

○佐野(進)委員 そうしますと、この法案によって、需給及び価格の安定は何ら障害がなく行なわれる、こういうように判断していいわけですね。これは政務次官、ひとつ答弁してください。

○宇野政府委員 そのとおりでございます。

○佐野(進)委員 第一回の質問でありますから、十分要領を得ない質問も多かったと思うのですが、政府側の熱心な答弁に感謝いたします。先ほど申し上げたとおり、この法案によって消費者の保安の確保並びに取引の適正化ということで、多くの国民が待望する法案ですから、私も、一刻も早くこの法案の成立を期したいと思うのですが、なお内容等について、いままでの質問に対する答弁等でお聞き漏れた点その他については、同僚議員からさらに質問があることと思

います。私もお研究して、本法案がこの目的に合致するように、ひとついい法案になるように努力してみたいと思うのですが、最後に、政務次官のほうから、冒頭大臣から聞きまして、けれども、この法案の提案についての考え方、並びに運営についての決意、こういうものについて、ひとつ締めくくりに聞かせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○宇野政府委員 冒頭大臣が申し上げましたとおり、この法案の趣旨は、あくまでも消費者の保安確保であり、また同時に、取引の適正化である。それは消費者のためであり、また業界にそれだけの努力をしても、私どもも今後できるだけの行政指導なり、援助をしていかなければならぬと思います。それによりまして、いまや一般家庭において欠くことのできない燃料となつたわけでございまして、その燃料を通じまして、国民生活がさらに健全な発展をするように、そのことをひたすらこいねがひを込めて、委員各位のこの法案に対する格段の御協力のほどをお願い申し上げます。

○佐野(進)委員 質問を終わります。

○島村委員長 吉田泰造君。

○吉田(泰)委員 時間があまりありませんので、ごく一部の点だけを質問させていただきます。あとは次の機会に譲りたいと思います。まず、その一番最初でございますが、この政府案の発想について、まず第一点、お伺いを申し上げます。

前国会において、液化石油ガスの需給安定及び取引適正化法案というものを提出するといいますが、未提出に終わった。さて、この国会に、いま液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案が、わずかに一年の間に、政府案の構想から需給安定が後退をして、保安の確保が前面に出てきた。非常に大きな変化を来しています。が、その構想変化の、発想が変わってきた原因をまずお伺いしたいと思います。

○宇野政府委員 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、実は昨年の需給安定構想というものは、昭和三十九年並びに四十年にかけましての商品の不足、これに對して当然対処しなければならぬというようなところでございまして、昨今いろいろな国内、国外の事情等も好転をいたしまして、その点、需給は非常に安定したものになるという考えを持つに至りましたので、ひとつこの際はそうした観点に立つて、消費者保護というものを一歩強く進めなければならぬ。ついでには保安確保とその取引の適正化、それを骨子として、今回の法案を提出した次第でございます。

○吉田(泰)委員 佐野委員から質問がございました。点は、できるだけ重複を避けさせていただきます。

まず、いまの政務次官の御答弁でございますけれども、計画について、一年くらいで、その当時の時点としては計画変更の発想が変わつてきたという趣旨はよくわかるのですが、もう少し長期的な考え方が望ましいということを要望しておきます。政府案のいう公共の福祉ということばがありますが、この第一条の目的の公共の福祉とは何か。続いて、液化石油ガスを家庭燃料として消費している世帯数というものは、すでに一千万世帯を上回っております。あるいは都市ガスの世帯数を上回っております。したがって、液化石油ガスの家庭消費は、都市ガスあるいは家庭の電力、電灯、水道、これらの消費と同じく、国民生活にとって必需品の消費であることは、これは言を待ちません。私の意見としまして、その第一条、「目的」の公共の福祉ということばが明確でないということ、言いかえますならば、消費者の利益保護ということをもう少し明確に打ち出すべきではないかということについて、御答弁を賜りたいと思います。

○吉光政府委員 ここに、私も公共の福祉ということばを使いましたのは、実はまず第一点という点として、液化石油ガスによる災害を防止するという意味での、公共の安全を確保すると申し上げ

るか、災害の防止をはかるということで、公共の安全を確保し、同時にまた、これが取引適正化等と相まちまして、国民の利益を確保する、こういう意味で、その両方の意味を含めました上で、公共の福祉というふうなことで最後を結んでおるわけでございます。

○吉田(泰)委員 個々のことにつきまして、もっと深く質問を申し上げたいのでございますが、時間が大体十分くらいでやれということでございまして、次の機会に譲らさせていただきます。

一番最後に、佐野委員が質問されました小売り価格の問題で、一点だけ私の質問として触れさせていただきます。終わらしていただきたいと思

先ほどお話がありましたけれども、十九日のある新聞、これは産経新聞でございますが、小売価格——政務次官から、需給計画については間違いない、たいした変動がないだろうという御答弁がございましたが、現在の見通しでは、小売価格は、末端の消費者のところに行つた場合に十キロボンベで六百元、六百五十円のもの、この新聞によりますと、九百円くらいになる予想だ。大体二五％あるいは三〇％くらい上がるんじゃないかというような記事が、十九日の新聞に出ておりますけれども、それについて明確な御答弁を、再度賜りたいと思います。

○小幡説明員 お答えいたします。現在、小売り価格は六十円ないし八十円程度のところが多くなつていっていると思ひますが、もとの生産業者あるいは輸入業者から出荷する価格は、これはその工場のタンク渡しで、ほぼ十五、六円というところでございます。したがって、いま先生がおっしゃいましたように、需給の問題で六十五円のもの、九十九円になるとした場合は、そこに二十五円原料の価格が増加する、アップするということになるわけでございます。そういたしますと、現在十五、六円のもの、四十円にならないといけないということになるわけでございます。しかし、かつてそういう値段というも

のは出たこともございませんし、生産業者、輸入業者の仕切り価格は、二年ほど前から比べますと約四割、現在下がつておる状態でございます。したがって、多少の変動というものは考えられませんが、いま先生のおっしゃったような急激な変動というものは考えられないというふうに思います。

○吉田(榮)委員 いまの御答弁でございしますが、その意味はわかるのでございしますが、政府案には、小売り価格の安定について規制すべきものがないように思うのです。どういう形をもって小売り価格を——将来いわゆる需給が全く安定であるというようなことも、この問題にあまり触れておりませんけれども、やはりほとんどが海外依存の現状では、そういうこともあり得よう。そうした場合には、価格の安定をどこに求めていかれようとしているのか、それについてお伺いしたいと思えます。

○小幡説明員 価格の安定のためには、まず需給の安定が必要であることは申すまでもございせん。現在LPGの供給源といたしましては、国内の石油精製業あるいは石油化学工業から約七〇%、それで足りないものが輸入として三〇%入っております。ところが、その石油精製業あるいは石油化学工業が近年非常に著しく伸展いたしました関係で、かつて予想した以上にLPGの生産が増加したわけでございします。したがってこの当分は、特に輸入をふやさないでも供給力は確保できるという見通しでございします。したがって、あとは生産と需要との季節的なアンバランス等を、貯蔵設備の増強によって吸収するという措置を講じていく必要があるかと思ひます。したがって、通産省といたしましては、貯蔵設備の増強に特に力を入れまして、生産業界及び輸入業界を指導してまいりまして、着々その目的を達しつつありますので、将来の需給については安定していくものと考えております。したがって、それ以降の価格につきましても、多少の季節的原因等による変動というものはある

にいたしまして、大きな変動というものはないというふうに考えております。

○吉田(榮)委員 まだいろいろ質問いたしたいのですが、同僚の近江君が待っておるようでありまして、改めまして質問させていただくことにし、私の質問を終わります。

○島村委員長 近江已記夫君。

○近江委員 私も時間の関係で、質疑に入らうこととで、二点お伺いし、次の機会に譲りたいと思ひます。

まずお聞きしたいことは、プロパンガスの集合配管をめぐりまして、都市ガス業界と対立があらわれて、その調節がつかないために、本法案の国会提出が若干おくれた。結局またいろいろの問題点が出たな上げになっている。LPGの配管方式で供給している事業者は、結局新法の対象外となっておる。いま非常に——先ほどからも事故の話がございしましたが、事故のそうした多発しておる現況からして、早急にガス事業法の改正及びLPG法案の再改正など、私は必要に思ひます。その点のような御見解を持っています。この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○吉光政府委員 先ほどお答え申し上げたのでございしますけれども、私どももいたしまして、実はこの法案を提出いたしました上で、そういう問題についての結論を得ました上で、それも含めて御提案申し上げたいと思つたわけでございしますけれども、何ぶんにも小規模導管供給事業というものの本質が、公益事業規制の根本問題に触れるというふうな状況でございまして、したがって提出するといふふうなことにいたしますとすれば、それだけでなくいふんおくれたわけでございしますが、さらに提案の時期がおくれているといふふうなこともなかりかねないという状況でございまして、現実のプロパン関係の災害が主として起こっておりますボンベ売り等を中心としたものといいたしまして、それでとりあえずまとめ

て、災害の防止あるいは取引の適正化というふうなことを早急に実施したいということで、その問題については検討を他日に譲つた、こういう事情でございします。

○近江委員 それから、都市ガス業界との紛糾が考えられるわけですが、どのように対処していられるか。根本的な点をひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○吉光政府委員 先ほどお答えいたしましたように、公益事業の根本的問題に触れる問題でございします。当然にこれは都市ガス事業のあり方、あるいはまた導管供給事業としてのLPG供給事業のあり方、そういうふうなものについての調整問題にならうかと思ひます。したがって、いま私どももいたしましては、現在通産省に総合エネルギー調査会というものが設けられておりますので、そこで学識経験者を中心としたしました中立委員の方の御意見をもちりいたしなから、この調査会の中にガス部会というものを設けまして、その場で、いろいろの角度からの問題点について検討をいただくというふうにいたしましたと考えております。

○近江委員 ちょっと内容にも触れておきたいと思ひますが、販売事業の許可基準の第三号を規定した理由ですね。また具体的には何を審査するか、この問題について、ちょっとお聞きしたいのです。

○吉光政府委員 第五条の第三号の「経理的基礎及び技術的能力」という問題でございしますが、実は許可基準は、今回の法案が前の高圧ガス取締法時代の許可基準と異なっております最大の点でございしますが、従前の高圧ガス取締法の保安許可基準におきましては、個別の販売施設ごとの技術上の保安基準と申しますか、こういうことについては、基準に合格しておれば、それで保安の確保がでる。こういう考え方に立つておつたわけでございしますけれども、何と申しまして、こういう意味での施設基準だけでは、保安の確保というものはむずかしいのではないかと、いふような判断をい

たしたわけでございします。と申しますのは、やはり事業基礎がしっかりして初めて、そういう施設基準等についての保安の確保ができる。と同時にまた、そういう事業で初めて一般消費者等に対する保安機能の補完と申しますか、そういうことも可能ではないだろうか、こういう立場に立ちまして、したがって、ここで、経理的基礎なり技術的能力を有するものであるといふような、いわば事業許可に近い、まさに事業許可そのものといつても可いところでございしますけれども、そういう形の基準を取り入れることにいたしましたわけでございします。具体的な内容といたしましては、たとえばこの「経理的基礎」は、何もむずかしいことを考えているわけではないわけでございします。たとえば、その事業自身がたん災害が発生いたしました場合に、賠償的な能力を持っておるかどううか。これは実はたとえば年間六千円の掛け金を払いますと、対人的には三百万円、対物的には五百万円程度の損害保険がかけられるわけでございします。したがって、そういう意味の年間六千円程度の損害保険を、かけておるかどううか、これはまさに賠償担保能力というものの審査基準になるわけでございします。あるいはまた、その事業計画自身を適確に遂行できるかどううか、そういう計画自身が描かれておるかどううか。これは供給の安定性と申しますか、そういうことを確保いたしますためには、やはりこの小売り店自身が、長期的に液化石油ガス自身の購入契約をどこかと結ばれているかどうか。要するに、一たん需要家側に液化石油ガスを販売いたしました上で、ところがすぐあとで品がつかないというふうなことになるのは困るというふうな関係もございまして、そういうふうな計画自身を持っておるかどううか、継続的購入契約にふさわしいかどうかという点、これは取引適正化の問題とからみ合うわけであります。あるいはまた、「技術的能力」の問題につきましましては、これは法令自身でも、業務主任者制度といふふうなものを採用いたしておりますけれども、ただ同時にまた、その現実の取り扱い量

その間におきまして、政府は、高圧ガス取締法その他の諸法令の適切な運用あるいは行政指導により、液化石油ガスの消費面における保安の確保と取引の適正化の措置を講じつつ、現在提案中の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案が次期国会で成立いたしました場合に、その施行が当初の予定よりありおくれることのないよう、いまから、地方公共団体及び関係業界との連絡のもとに、準備体制の整備を進める必要があると存するのであります。

以上の趣旨によりまして、決議案を提出した次第でございますので、何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野国務大臣 ただいま御審議中の液化石油ガスの法案につきまして、まことに適切な動議が提案され、また皆さまの満場一致で御賛同を得た事柄につきましては、私といたしましては、示唆、鞭撻されるところ少なくなく、皆さま方の御期待に沿うように、今後善処したいと存じます。

○島村委員長 おはかりいたします。

ただいまの決議の、関係方面への参考送付等の取り扱いにつきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○島村委員長 通商産業の基本施策に関する件及び経済総合計画に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 実は離島振興法案の審議の際に御出席願ってお尋ねをいたしたと思っておりますが、時間的な関係で本日おいで願ったわけでありました。

長崎県に対馬という島があることは御承知だと思います。この対馬に数年前に水陸両用の飛行場をつくる。もちろんそのことは県の事業としてやったのでありますけれども、運輸省の航空局が指導をいたしまして、陸上飛行場としては適当な土地がない。したがって対馬の竹敷というところに水陸両用の飛行場をつくるということにして、水陸両用機を飛ばすということにすることが適当であろうというので飛行場をつくり、水陸両用機を数回飛ばすということになりました。ところが一、二回飛ばすと故障が起るというので、現在中止をするということになっておる。私は商工委員会において当時この問題を取り上げたのですが、水陸両用機を飛ばすということは不可能なことではないので、いろいろ故障はあるのだけれども、これを修理をするとかあるいは他の飛行機をチャーターするという形で飛ばすようにしたい、必ず島民の方々に迷惑をかけるといふことはしないのだというような明快なお答えがあったわけでありました。対馬の住民は言うまでもなく、関係の人たちも必ず遠くからこの飛行機の修理あるいは他の飛行機をチャーターするといったいろいろな方法をもって、せっかくなつくりましたこの飛行場が十二分に活用されていくであろうという期待を持っておったわけでありました。ところが、先ほど申し上げましたように、せっかくなつくりました飛行場も全然使えないという形で今日に至っております。もちろんこの飛行場建設にあたりましては、国も相当な出費もしておることでありまして、あるいは地元も土地の提供であるとかあるいは直

接相当な費用を投じておるわけでありまして、そういう面からいたしまして、何とか衆知を集めていろいろと検討を加えてこの飛行場を活用するというようにしなければならぬのであります。その後の経過がどういふことになっておるか、一応お答えを願ひまして、いろいろとまたお尋ねをしてみたいと思ひます。

○手塚説明員 対馬の空港につきましては御承知の地形でございますので、昔から離島として航空機の必要性が痛感されてきて、何とか飛行場をというところで、地元の方々とわれわれのほうと一体となりまして、いま仰せの水上飛行場をつくったわけでございます。当時といたしましては、やはり飛行場としては陸上の飛行場で陸上の飛行機が飛ぶというほうが能率的であるということとは十分わかっておったのでございますが、対馬の地形は御承知のとおりでございますので、直ちに陸上飛行場に着手するというのができかねる状態であつたわけでございます。そこで飛行場としてとりあえずつくりやすいという面も考慮いたしまして、水上飛行場、こういうことになつたわけです。

一方、この飛行場を使用するの輸送に当たります航空機としては、当時日本国内航空が所有いたしておりました水上機を長崎航空がチャーターして運航する、こういうことになって、それでしばらく継続いたしたわけでありました。しかし日本国内航空が御案内のごとく、非常に企業内容が悪くなつてまいりました。政府もあるいは政府関係機関でございます日本航空からいろいろな援助をいたしましたけれども、非常に企業内容が悪い。そこで私どものほうでは業界の再編成ということを考えて、昨年閣議決定もいたしまして、日本国内航空は昭和四十六年を目途にして日航と合併する、こういう方針を立てまして、現在その方針のもとに日本国内航空は着々会社内の整理を進めておるといふ現状でございます。この整理にあたりましてどういふ方法をとるかということ、まずその第一が機種の一整理をするということ

が企業悪化を食い止める一番大きな要素をなす、そのほか人員の整理あるいは不採算路線の整理、こういったようなことをあわせ行ないまして、昭和四十六年で一応会社として合併の態勢がとれる、こういう見込みになりました。

その第一の機種の一整理ということ、いまの水上機が非常に不採算である。日本国内におきまして数もございませんので、故障の際の部品等の入手等も非常に困難である。陸上機に比べまして、水上機でございますので、日常の点検整備等にも時間あるいは経費がかかる、こういう飛行機でございますので、これを整理したい、こういう事態になりました。日本国内航空のたいま申し上げました将来の姿を前提としての整理内容でございますので、私どももその方針に同意をいたしたわけでございます。その結果、わが国の国内企業の中に水上機の持ち合わせのものが皆無になつた次第でございます。その結果、対馬の水上飛行場を利用して民間の輸送に当たるといふ飛行機がなくなつたわけでございます。その後におきまして、その対馬の飛行場はしばらく休止の状態を続けておりました。ただいまも水上機による運航ということの将来が考えられまないので、水上飛行場としては廃止していこう、こういう方針をきめました。廃止のやり方等について目下検討しておる次第でございます。

○中村(重)委員 水上機を飛ばすということは無理であるということに大体意見が統一されておるといふことを伺つたわけでありまして、そうなつてまいりますと、陸上の飛行場の建設が可能であるかという問題が一つ出てくる。当該の長崎県におきましては四十二年予算の中へ調査費を計上した。ところが航空局のほうにおいては長崎県がそうした調査費を計上するということについては問題にしない。したがって国自体としても水上飛行場としてはもう活用できないという考え方をもちながら、続いて陸上飛行場を建設しようというような調査に着手しておるといふような動きがないということになってまいりますと、それじゃど

うするかということになってまいります。当時、長崎県としては、水上飛行場をつくって水陸両用機を飛ばすという事は適当ではないのではないか、やはり離島振興という立場から陸上飛行場を何とかつくるつもりで、安定性のある陸上飛行場を飛ばしていただきたいという強い要望にもかかわらず、航空局は、いや水上飛行場をつくって水陸両用機を飛ばせばいいんだからというので指導して水上飛行場をつくったという経過があるのです。ところが先ほど申し上げましたように、私の当委員会においての質問に対しては、必ず飛ばすことにする、どうしてもだめな場合にはそれにかわるものを考えるのだという明快な答えが実はあった。いまあなたの御答弁を伺っておりますと、国内航空の再編成という立場から長崎航空と全日空の合併というような問題が実は考えられておるといふ、そこまでは具体的なお答えはなかったのですけれども、大体そういうことだということでありまして、全日空という点も、はたして合併に踏み切るのかどうか、その点もまだ煮詰まっておるような状態ではない。かりに長崎航空と全日空が合併をしたといたしまして、対馬に陸上飛行場を建設をするということまで踏み切るかどうか、やはり問題はそこにあるわけですから、その見通しというものがどうなっているのかということをお伺いしなければならぬ。どうにもならないんだということでは事は済まない。だからいま一つそれらの点について詳しくお聞かせ願いたい。

○手塚説明員 対馬の飛行場につきましては、当初やはり国内企業の立場から水上機がいいというお話しいたしたといたしまして、主として財政的な見地、それから工費、工事期間の面等であるだけ早くということもございまして、当時といたしましては、いまの水上機がただいま申し上げたような早急なリタイアをするという情勢でもございませんでしたので、手取り早さと経費の問題等で水上機ということで着手をいたし、運航を開始したということであると思ひます。ただこれが

運航いたしますについては、何と申ししても安全性の堅持を大前提に置いて運航が行なわれなければならないのは先生も御承知のとおりでございまして、私もといたしましては、昨年の航空界未曾有の相次ぐ事故の経緯にも徴しまして、たゞいま飛行場一般につきまして再検討をいたしております。需要の面あるいは地理的条件の面、土地の入手の面、いろいろな角度から、原則といたしまして第二種空港をまず手がけて、これの滑走路の延長、保安施設の整備ということをやります。続きまして第三種空港についてやはり滑走路が現在原則二百メートルでございまして、これを千五百メートルに延ばすと同時に航空の保安施設の整備をいたす、その間新設の空港はしばらくやめよう、こういう方針をとっております。昨年末におきまして私どもの大臣の諮問機関でございまして、この航空審議会に本件の諮問をいたしましたところが、ただいま申し上げたような飛行場整備に関する御答申もいただいたわけでございまして、その線に沿いまして、昨年予算最後の閣議におきまして、空港整備五カ年計画というところで千五百億の予算を向こう五カ年間にわたって決定を見ておるわけでございまして、その内容がただいま申し上げましたようなことで、それぞれ優先順位をつけて進んでいく、こういうことに現在なっております。対馬の空港自体につきましては、細密調査はございませぬけれども、当時水上機の飛行場をつくります際にやはりある程度の調査と比較検討はやつております。その際に、地形の關係から工事費が非常にむずかしい、動かす土量も非常に多くて、経費もかかる、なお気象等については詳細なデータは今後相当長期にわたって調査をする必要もある、こういったようなことがある程度わかれ、現在あちこちに一せいに手をかけるというところがなかなかできにくい現状でありまして、閣議決定の線に沿ってまずプライオリティーをつけましてその整備を進めておる。しかしながら離島に

おきます特殊な要請と航空に対する御期待等もございまして、そういった間において適時そういった地元の御要望に合うような検討は続けなければならないというふうに思っておりますが、直ちに調査して直ちに実施に移すということについては、ただいまは考えてないというのが実情でございまして。

○中村(重)委員 お答えのとおりに水上飛行場をおつくりになるときに、安全性その他あらゆる角度から調査をしなければならぬ。そこで、五カ年計画ということの中に、対馬が入るのか入らないのか。ある程度あなたの方では予定線的なものも固まっておりますと思うのですが、どうなんですか。対馬はそれに入りますか。

○手塚説明員 千五百億という五カ年計画の算の中身につきましては、実は完全に具体的な計画として策定されておるものがまだないわけでありまして、いま関係省庁との打ち合わせ、地元事情等の調査がございまして、逐次結論を得たものについて相違しておるわけですが、調査等の問題につきましては、予算的にこれが中に一括されておるわけに入っております。どの空港から調査を始めていくかということについてこれから一々具体的な検討をいたしていくということになっておりますので、予算的に見まして、非常にあいまいなことばでございしますが、入っておりますとも言えるし、入っていないとも言えるというのが実情でござい

○中村(重)委員 離島というたいして大きな島は連想しない。長崎県は四五島は離島です。特にその離島の中でも俗に五島それから壱岐、対馬、非常に大きな島なんです。人口六万余の人たちが居住をいたしております。非常に不便な、朝鮮が近いところで、医療機関というものは貧弱なんです。いろいろの面からいたしまして飛行場の建設というものは緊急な問題になります。先ほど来申し上げましたように従来の経過、それからそうした島の置かれておる現状等々から考えてみまして、ある程度無理をしても飛行場の建設をし、

陸の輸送の確保をはかるということが行政として当然なされなければならないと思う。その点はどういうふうにお考えでありますか。

○手塚説明員 離島における交通機関といたしましては、現在でもそうでございまして、従来やはり海上輸送というのが主になっておると思うのです。ここに飛行機が入りますことによって、やはり急病人であるとかあるいは新聞その他の配達であるとか、時間的その他において非常に便利な機関であることはわかることとございまして、離島をできるだけ飛行機で交通網を張りめぐらしたいという考え方はあるわけでございまして。ただ一方われわれ非常に問題にいたしますのは、これらの路線を開いたします場合の運航会社としては、やはり民間ベースの運航会社がこれを運航するということになるわけでございまして、過去のこれら離島についての運航成績を見ますと、東京を中心とした近辺の離島以外のところはおおむね赤字が会社としては出ておるわけでありまして、昨年これらの赤字に対しては、離島補助というたてで補助金を予算要求したことはございしますが、これは予算的に認められないで終わっておりますが、やはりこれらを健全に運航するためには、企業的に規模その他において非常に充実した内容の企業が当たらなければ、なかなか一朝一夕に運航することはむずかしいのではないかと。そこでわれわれといたしましては現在も、先ほど先生の言われました長崎航空の企業的な再編成を考えた。それにはやはり大企業との合併によって大きな路線網とそれから大きな規模における機材、乗員というもののそうした融通を円滑にすることによって、一部赤字路線といえどもこれを吸収していくという考え方で、優先するのはまずもって企業の再編成をこの際強力に推し進めたい、こういう方針を持っておるわけでございまして、この面のある種の現行方と並行いたしまして、こういった離島の運航体制というものの整備を進めたい、こう考えるわけでござい

り、遅々とはいたしてありますが、基本線は両者においてそれぞれ具体的な話し合いが行なわれておりまして、方向づけは何がしかできておるかと思つてあります。この線の見通しを早急につけ、運輸開始の見通しを得た上で新たな空港をつくるならつくる、整備をするなら整備をした、こういうふうな考へておるわけでござい

ます。

○中村(重)委員 長崎航空も御承知のとおり大村から福江、大村から博多、大村から彦岐と飛んでおります。大村―彦岐間は黒字なんです。対馬まで飛びますね。さらに黒字路線としては非常に有望なものです。ほかには赤字路線であつたのが黒字路線です。私は大企業との合併がなくとも対馬の飛行場を建設するということが可能だと思つたが、これが建設の晩においては路線としての心配はたいしてないと思ひます。

それから民間の企業ではございますが、純粹の民間の企業でなく、県がこれに対して当然助成をしていくということになると思ひます。また飛行場に対しては国の助成という道もあるわけですから、航空局が水上飛行場を建設をしたというときの経過を振り返つてお考へになったならば、何とかしなければならぬということになるのじゃないか。あなたの前任の監理部長さんが御出席になると、実はあなたの御答弁のように淡々と私の質問には答えられないのです。これは前の会議録をお読みになればどのような明確な答弁をしたかということがおわかりになると思ひます。ですからこれは人の問題ではございません。それで私は当然あなたもそうした経過というものを踏まえて問題の解決に乗り出してもらなければならぬと思ひます。そういうことで、あなたにいろいろと尋ねても、また問題の解決を強く求めておるわけ

です。ならないという考へ方は明らかにしておるわけ

そこでこれと關係を持ちますのが問題の嚴原のヘリポートの建設であります。水上飛行場がだめになった、こういうことで、何とかしなければならぬ。きょうは野村さんも御出席になってい

けれども、なかなか対馬というところは海が荒れる。欠航が非常に多いのです。それで飛行機にかわるものとしてヘリをひとつ飛ばしてもならぬ。西日本空輸が計画を立てたわけですね。そして嚴原町と、それから彦岐は郷ノ浦町がヘリポートをつくつた。このヘリポートをつくつたときも、どうもあなたのほうの調査というものの、設計というものが実はミスがありまして、せっかく公聴会をやりましたがまたやり直すとか、あるいは竣工してからまたあれは間違えておつたというようなことから、再公聴会を開いて計画を立て直さなければならぬということ、実はいろいろ問題があつたのであります。いづれにいたしましてもヘリポートが実はできた。国が起債をつけているのです。ところが西日本空輸が今度はヘリを飛ばさぬということになった。これは問題なんです。自衛隊も一緒にいって嚴原のヘリポートは建設をしたわけですね。ヘリポートはできた、ヘリは飛ばないということになってきたのは、どうにもならないでしょう。前の水上飛行場はそれだ。今度はだいたいようぶだということ、大きな期待をかけて国から起債を仰いでつくつたヘリポート、これもまたそのまま遊ばせておるという現状なんです。土地代を払わなくちゃいけないですよ。それから今度はそれに投じた費用の元利の償還をしなければならぬ。起債だけではないのです。また、いろいろと費用がかかっていますから、その処理もしていかなければならぬ、というので、町長あるいは町議会の責任問題にいま発展している。へたをやつたら町長はやめなければならぬというふうな非常に重大深刻な事態にあるのです。私は先ほど来申し上げましたような一連の關係からいたしまして、航空局もこれは他人ごとだ

というふうな形でこれをばたらかしておくといいわけにはまいらない。何とか事態の收拾をはかつていかなければならぬのではないかとお聞きになっていらつしやうと思ひますが、その点のようにお考へになりますか。

○手塚説明員 嚴原のヘリポートにつきましては、これは地元からの御申請がありました。西日本空輸のヘリコプターによる定期の飛ぶというのを前提にした御申請ではなかつた記憶としております。ヘリポートをつくつて、ヘリポート間あるいは飛行場とヘリポートの間をヘリコプターで定期輸送することは、ヘリコプターの事情から見ましてなかなかむずかしい問題だと思つたわけですね。なるほど西日本空輸のそういう御計画があつたことはわれわれも伺つております。しかしながら、やはりいま申し上げる通りに、経営的に見ますと、われわれは非常に当初からむずかしいと見ておつたわけですね。にもかかわらず、ヘリポートの公聴会及び認可をするということにいたしましたのは、先ほど申し上げましたような海上が荒れたりなどいたしまして、船の運輸ができな

い、急患があるというふうな場合に、やはりヘリポートがあるかというふうな際に、やはりヘリポートが臨時に早急に手だてとしてとり得るという利点はあるわけですね。そういう意味合いを兼ねて、あのヘリポートの認可をいたしました。ヘリコプター自体による定期輸送がその上行なわれることは、非常に望ましいと思ひますけれども、これも一方私企業が相手でございます。関係上、國として強くこれを実施に移させようというとは、やりにくい現状であるわけですね。そういう点で、現状地元の皆さんの御期待に沿わない面があるかと思ひますけれども、われわれの考へ方としては、ただいま申し上げたようなことで嚴原ヘリポートの設置を認めてきたのが実情でございます。

○中村(重)委員 監理部長、事情をよく知つてお

答へになっていらつしやうと私は思ふ。嚴原に建設をしたヘリポートと、西日本空輸のヘリを飛ばすということは關係がない。それはお役所人としての答弁、いわゆる型どおりの答弁からはそういうことも言えるかもしれない。しかし、何のた

めにもヘリポートを五百万、六百万かけてつくりますか。貧弱な町村ですよ。西日本空輸がヘリの輸送をやってくれるという期待でつくつた。その前に、あまり遠くない曲というところに臨時的のヘリの離着場をつくつたということ。これは既存のぞういう広場があつた。これを利用して飛んでおつた。形式は団体輸送です。ところが、形式はそんなんでいいけれども、実際は定期と同じ形で飛ばしていった。ところがそれは基準に合わないですよ。ヘリポートとしての基準に合わない。したがって、どうしても基準に合う場所を選定しなければならぬ、こういうことになって、自衛隊もそれじゃ協力をしよう、共同で使おうじゃないかというところで、現在の場所建設をしたのです。あなたのほうに申請書を出したのです。ところが、ヘリの定期輸送はないですね。さてどうするかというところ、いよいよなりました、結局定期という形で飛ばすことにする以外にはないじゃないかというところに実はなつたわけですね。定期と定期と団体輸送とはどう違うかということになって、定期と団体輸送というのははっきりいしま

すが、それが定期とはどうなのか。結局は保安上の問題になつてくるわけですね。実質的に定期、準定期あまり変わらない。定期ということになつてくると、利用者が何時にヘリは必ず飛ぶんだということがわかつてくる。準定期ということになつてくると、これは釈迦に説法でしょう。ある程度天候の關係その他によつて、飛ばさなかつたてよろしいということになりますから、責任の度合いが違つてくるということにならうと思ひます。いづれにいたしましても、そういうことで終始あなたのほうにはヘリポートの建設に対して、西日本空輸の申請に対して、絶えず相談にあつたて進められてきたのです。だからして、

ヘリポートの建設と西日本空輸の申請との関係はないのだ、だから西日本空輸が飛ばさないことになってヘリポートが遊ぶということになって、そのことについて航空局は責任を感じないという表現をあなたはお使いにならなかったのだけれども、別に航空局の責任問題という形にもならぬだろうというように——私は事の次第から考えてみて、それじゃあまりにも対島の離島住民というものが気の毒だと思ふのです。ところが、さればと云うてどうするか。西日本空輸は私企業でしよう。しかも西日本新聞であるとか、九州電力だとか、大株主が控えている。この大株主は、いままで飛ばしただけで赤字が数億出ているのに、また飛ばして赤字の連続じゃ、慈善事業じゃないの、できないじゃないか、取り下げろということ、あなたはこの許可前になってこれを取り下げようということ、デッドロックに乗り上げておられるの。しかしこれは何とか解決しなければならぬと思うのです。でなければ先ほど申し上げたようなことになるのです。これは委員会の上で、ある程度公式的な質問にもなり、答弁にもなるのだから、何とかこれは前向きで問題の解決をするようにしなければならぬのではないですか。どう思いますか。

○手塚説明員 対島の航空輸送につきましては、やはり基本的には陸上飛行場をつくって陸上の飛行機でもって運航するということがないと、私は、本来の航空の輸送機関としての使命は果たし得ないし、また地元の御期待にも沿い得ない姿であらうかと思うわけです。ヘリコプターによる輸送と申しましても、ただいまおっしゃいましたようなことで、せいぜい準定期といえますが、路線不定期というふうな姿で、定時制は確保できませんし、運航率は非常に落ちるということで、企業としては、今回の株主さんの方々の御判断のとおり、赤字の欠損になって非常にマイナスが多くなるというこれはいえないと思うわけです。しかし、やはり離島の性格上何らかのそういった地元の

方々の御要望に沿い、航空の使命をさらに発展的に進めるといふことかいたしますと、何らかの措置は考えなければいかぬだろう、それにばにかく陸上の飛行場で陸上の飛行機ということがやはり目標じゃないかと思うわけです。暫定的に、そのヘリコプター問題についても、いろいろさらに会社事情その他も私のほうでも調査をし、検討を進めたいと思ふすけれども、やはり要は、離島の整備をはかってそれに対応する体質改善された企業が早く生まれ出る、こういう方向ではないかと思ふますので、先ほど来お話し申し上げておりますような順序手段によりまして根本的な解決をはかってゆきたい、こういうふうな考えの次第であります。

○中村(重)委員 確かにそうです。輸送というのをあまりヘリに多く期待するということは問題があると思うのです。確かに飛行機によるものでなければ、いわゆる空の輸送問題の解決にはならぬ。しかし、これも非常に問題があります。空の場合も非常に風が強い。そこで交差滑走路でないとかぬのではありませんか。そうなりますと、第一そういう適当な土地が、飛行場建設にふさわしいような土地があるかどうかという問題が一つある。それから交差する滑走路をつくるということになってまいりますと、費用の面におきましてもおそろく三十億程度かかるのではないかといいことも言われている。そういう面からいへば、なかなか問題。しかしとりあえずの措置といたしましては、いま建設しているヘリポートを利用してヘリを飛ばすということは考えられる。しかし長崎航空が毫岐まで飛行機を飛ばしている、これと競合するので、どちらも採算がとれないという問題も出てくる。採算のとれるような方法はないのか。長崎のほうにヘリポートをつくって、長崎から博多へ、博多から毫岐、対馬へ、こういうことになってまいりますと、十分採算がとれるというところが一応計算面からは出てくるわけですが、いろいろな問題を組上に上げて検討して問題を解決をしていくということではなければならぬと私は

思います。しかし、その点に対するお答えをいいたくことは無理と思ふますから、前からの関係者もおられることですから、西日本空輸なり長崎県なり、あるいはその他対馬の町村関係者なり、そうした人々と十分話し合いをされて、問題を解決をするという方向にひとつ取り組んでもらいたいと思ふます。

それから、野村さんに簡単に尋ねたいんですが、この空路の問題と同じように、それ以上に航路の問題は重要な問題でありまして、対島の厳原・博多間、それから下関と比田間の関係、その問題の航路をどうするかという問題について、あなたも非常に頭を痛めておられるということ、何とかひとつ航路の改善のために島民の立場になって解決しなければならぬということ、鋭意努力をしておられるということ、よく承知いたしております。九州郵船との関係等、必ずしも離島住民の——あるいは総理が航路の改善の問題について、いろいろと島民に期待を与えたというふうな経過もあるわけでありまして、その後どういう方向に進んでおるか、一応それを伺ってみたいと思ふます。

現在までに実現できましたのは、下関から比田勝に至ります北の航路、これが御案内のように従前は百五十トン程度の船でございましたのが、これを私どもが勧奨いたしましたので、九州郵船がよその会社から定期船を買船いたしましたので、現在四百五十トンの船が通っておるということで、北のほうの住民の方々からは、相当改善をされたという声を聞いております。

それから、一番中心になっております福岡と厳原との航路でございますが、これにつきましては、先生からも再三御指摘があり、また私ども会社側を再三呼びまして事情を聴取いたしましたところ、会社が従来一番危惧いたしておりました点は、御承知のように、離島航路に指定をして、そして補助航路の対象になるということになりますと、これはいろいろ制約を受けるのではないかと、これはそれからもう一つ、現在八分です。か配当いたしておりますが、そういう会社が離島航路の補助航路の指定を受け得るのかどうかという点について、会社側が必ずしも十分な実情を知らなかったという点もあつたかと思ふますが、その点につきましては、私も説明をいたしまして、現在、昭和四十四年度から離島航路の補助方式が変わりまして、航路主義ということになっておる。したがって、会社全体として八分以下であれば、たとえ配当をしておいても、当該航路が適正な経営にもかかわらず赤字になる、あるいは現在赤字でなくとも、新船を投入することによってその年度はやむを得ず赤字になるというふうなことがあつても、それはその離島航路の重要性等にかんがみて、離島航路に指定することができ。指定すれば、補助金も出ますし、それから船舶整備公団で建造する場合に、八割の融資が受けられるのだという制度を説明いたしましたところ、会社側も、まだはっきりした決心はつきかねておるようでございますけれども、相当新船の建造について、島民の要望もあり、また、私どもも及ばずながら相当会社

第一類第九号 商工委員会議録第三十四号 昭和四十二年七月二十日

に強く勧奨をいたしておりますので、そういう前

いしまして、いろいろ実情を検討いたしたわけ

でございます。

向きの線で検討してみようということになっております。したがって、私どもは、新船の建造というにつきましても、会社側もいろいろ計画はあるようでございますけれども、できる限り早く、できれば四十三年度に千トンクラスの船を建造するように、さらに再三今後とも強く勧奨したいと思っております。

それから、等級の設定の点について先生からもいろいろ御指摘がございました。私のほうの定期船課長が現地を見ましたときにも実情が相当わかったわけでございますが、基本的には、現在の等級につきましても、一等何名あるいは二等何名にするという法的な基準はございませんが、おのずからそこに常識的な線がありまして、それに基づいて一応等級をきめておるわけでございますが、そういうこともありまして、たとえば二等の席になりますと、二等の定員をきめるときには、人がすわっておるスペースを基礎にして人数を割り出すような規定に現在なっております。ところが実際には、航路等がしきめずために、早く入られた方が横になれるということになると、あとから来た方がどうしてもその席に入れないということがあつて、相当はみ出すというようなこともあるようでございますので、この点につきましても、船舶検査の技術面からいろいろ検討もしなければなりませんので、下級等級の増員というのをすみやかに私どももやりたいという考えは持つておりますけれども、なかなか技術的に問題もあるようでございますので、その点はもう少ししばらく船舶局のほうと連絡をとりながら検討をしたいと思っております。先生の從來からの御要望に対しまして、はなはだ歩みは緩慢でございますけれども、少しずつ前進をしておる、こういう状況を御報告申し上げたいと思ひます。

なると思ふのです。しかしいざにいたしまして、百五十トンが四百五十トンになったわけですから、大きく緩和したということは言えると思う。

ところが、博多・厳原間ということになってまいりますと、いまあなたのお答えを伺つてみましても、約半年あるいはそれより前に計画として伺つたことと変わらないということに実はなるわけでありまして、しかし何と航路問題解決のために船舶整備公団に対して新船建造を当該九州郵船にやらせようという考え方を持つて接触しておられるということ、いまの答弁からもうかがえるわけですが、その九州郵船としては、なるべくならつくりたくないというような気持ちがあることは、これは事実だと思ふ。だからして、よほどあなたのはうが強力な行政指導をおやりにならないければ、計画のいづゆる八百トン級の新船建造ということまでにはなかなか進まないであらうと私は思ふのであります。四十二年に島民に対する期待というものを八百トン級の新船建造ということで持たしておつたことは事実です。また、総理も、航路改善のために積極的に取り組むのだということをはっきり言明しておられるのです。総理がせつかくあつたことを意欲を示しておられるのだから、必ずや航路問題は大きく前進するであらうと思つておつた。ところが、いまのあなたの答えでも明らかになつて、問題の解決はまだ遠いと言わなければならぬ。ですから、四十三年度からということになってまいりますと、もう計画も船舶整備公団としてもいろいろほかの関係があるわけですから、すみやかにこれを決定するということができればならぬと思ふのです。ですから、大体私企業の関係ではありますけれども、從來ずっと接触を続けてきておられるわけでありまして、ある程度の見通しはあると思ふのです。ですから、八百トンあるいは千トンクラスの船の新船建造が四十三年度には可能なかどうか。その点についての見通しというものをひとつお聞かせ願ひたい。

○野村説明員 毎年度の新船建造の船舶整備公団の融資ワクを大蔵省と折衝いたします際には、私どももいたしましては、大体旅客船事業者の希望と、私どものほうで大体見当をつけて、これは相当改善の必要があるのではないかとするものを総合したしまして、現実にごういう程度の必要性があるから、したがつてこの程度の建造融資ワクをほしいのだという折衝をしております。大体具体的な裏づけをもつて折衝しております。そしていままでのところ、必ずしも十分とはい得ませんけれども、離島航路の融資ワクにつきましては昨年三億、今年度四億という融資がつきました。そして、たとえば昨年度では奄美大島に行きます千五百トンクラスの船が決定いたしましたし、今年度では隠岐の千トンクラスが決定いたしました。したがって、各年度相当重要な離島航路の大型の船が建造のワクの中に出て、それがきまつております。したがって、来年度の建造融資ワクをこれから折衝するわけでございますが、そういうときに際しましては、極力先生のお話にありますように、対馬航路の建造を実現できますように、これは最終的には私は会社側の決断いかんかと思ひますが、そういう点で極力会社側を勧奨、督促をして、これに踏み切るように行政指導をしたい、このように考えております。

○中村(重)委員 これをやめますが、先ほどあなたが、現在運航している船舶の定員の問題についてお話があつたのですが、すわつていくか、寝て長くなつていくかということによって定員を幾らにするかということが変わつてくるというのはいくわかるのです。六時間七時間間隔すわつていくという形で定員をとりましても、なかなかそんなにすわつていくものではないと思ひます。何を見てもいいのですから、船の絶対面積といふものをつくりかえるのでなければ、船の絶対面積といふものはきまつていくわけですから、それに寝ていくのかすわつていくのかということによつて定員の問題を形式的にいろいろいじりましても変わりません。それはなるほど定員超過で乗船

をさせるということは違反でしよう。ところが、現実にはどうなんですか。一日か二日欠航いたしますと、イモを洗うように超満員ですよ。私は、身体障害者が船室でいっぱい、足の悪い身体障害者ですからどうすることもできない、入るわけにはいかないのです。そこで廊下に寝ている、その写真を見ればとていまして、あなたに一度お見せしようと思つたのだが、まだお見せいたしてありません。深刻ですよ。だから定員増という問題も、あなたの方としては誠意をもつて何とかなればというふうなお気持ちから考えられたと思ふ。ですから、それはそれなりにけっこうだと思ひます。その誠意は私は認めたと思ひます。ですが、何としても大きい船をつくらうとあるいはもつと運航回数をふやしていくというふうなことですけれども、現在の対州丸と志州丸というこの二つでもつては運航回数をふやすといつてもできるものではないと思ひます。ですからどうしても新船をつくらなければなりません。答えははっきりしていません。ともかく離島の人の立場になつてお考えになつたらおわかりでしょう。欠航したら旅館かどこかに泊まらなければいけないのです。所得水準は低い。生活は非常に苦しい。離島なるがゆゑに物価も高いですよ。なおさら苦しくなつていく。そのことを考えてみますと、離島航路の問題は陸の国道、県道という考え方の上に立つて問題解決をはからなければいけない。補助航路の指定というふうなものもできるだけの弾力的にやりたいと思ひますから、どうかそういう点においては、より積極的に問題解決に取り組んでもらいたいと思ひます。私にはこれをとり上げて強調いたしておるのではありません。離島問題ということになってまいりますと、申し上げるまでもなく、長崎県は全国において尤たるものであります。したがつて、航路の問題、空路の問題というものは、どうしても例として引用いたします場合には長崎県の問題なんかは大きくそこで取り上げられなければならない

いことになるわけであります。せっかく離島振興法の一部改正もなされ、文教、厚生関係が実は大きく前進することになったわけです。建設公共事業関係だけが三分の二の補助であつたが、今度は教育では教員の関係あるいは学校の整備あるいは病院その他の公共施設あるいは保育施設等々の問題にいたしましても補助率をアップいたしました。三分の二の補助という形になったわけです。しかし離島問題の解決は、やはり航路の問題解決、空路の問題の解決ということがきわめて重要であるということをさらに再認識をしていただいて、ただいま私が取り上げましたところのこの二つの問題解決のために強力にひとつ取り組んでいただきたいと思います。いま一度だけ手塚監理部長並びに野村参事官から決意のほどを伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○手塚説明員 対馬におきます空路の航空輸送の問題につきまして、先ほど来いろいろ適切な御見解をいただきまして、私どもかねがね考えておる点と一致しておるわけでございます。当面諸種の航空事業とのかね合ひもございますし、恒久的には先ほど申し上げたような施設の整備、運航体制ということとは必要であると思ひますので、その方向を強力に、積極的に推進いたしますとともに、先ほどお触れになりましたようなそれまでの臨時設定という問題についても極力検討を続けていきたい、こういうふうにご考える次第でございます。

○野村説明員 航路の問題につきましては、ただいま先生の御指摘のように福岡と厳原を結ぶ航路というものが中心でございます。この航路の充実ということにつきましては、私どもかねがね御指摘のような点につきまして少しずつでもそれを実現したいと考えてやってきましたわけでございますが、残念ながら今日まで必ずしもその歩みが早かったわけではございませんので、ただいま重ねて先生の御指示もございましたことでございますので、できるだけ航路の充実、改善、また下級の等級の定員増ということにつきましてすみやかに

実現できるようにしたいと考えております。

○島村委員長 次会は、明二十一日金曜日午前十時十五分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時散會

昭和四十二年八月一日印刷

昭和四十二年八月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局